９月10日（木）

令和８年９月10日（木曜日）

午前10時０分開議

出席議員（34名）

２番	永山敏郎	（県民連合立憲）
３番	今村光雄	（公明党宮崎県議団）
４番	工藤隆久	（同）
５番	山内いっとく	（宮崎県議会自由民主党）
６番	山口俊樹	（同）
７番	下沖篤史	（同）
８番	齊藤了介	（同）
９番	黒岩保雄	（同）
10番	渡辺正剛	（同）
11番	河野通博	（同）
13番	外山衛	（同）
14番	脇谷のりこ	（未来への風）
15番	松本哲也	（県民連合立憲）
16番	坂本康郎	（公明党宮崎県議団）
17番	重松幸次郎	（同）
18番	日高博之	（宮崎県議会自由民主党）
19番	野﨑幸士	（同）
20番	日髙陽一	（同）
21番	内田理佐	（同）
22番	荒神稔	（同）
23番	川添博	（同）
25番	本田利弘	（同）
27番	図師博規	（無所属の会 チームひむか）
28番	前屋敷恵美	（日本共産党宮崎県議会議員団）
29番	井本英雄	（自民党同志会）
30番	岩切達哉	（県民連合立憲）
31番	坂口博美	（宮崎県議会自由民主党）
32番	濵砂守	（同）
33番	佐藤雅洋	（同）
34番	中野一則	（同）
35番	安田厚生	（同）
36番	山下博三	（同）
37番	二見康之	（同）
39番	山下寿	（同）

欠席議員（１名）

24番	福田新一	（宮崎県議会自由民主党）

地方自治法第121条による出席者

知事	河野俊嗣
副知事	日隈俊郎
副知事	竹内大一郎
総合政策部長	大東収
政策調整監	川畑敏彦
総務部長	田中克尚
危機管理統括監	津田君彦
福祉保健部長	小牧直裕
環境森林部長	長谷川武
商工観光労働部長	児玉浩明
農政水産部長	児玉憲明
県土整備部長	中原学
宮崎国スポ・障スポ局長	中尾慶一郎
会計管理者	渡邉世津子
企業局長	松浦直康
病院局長	重黒木清
財政課長	松田隆
教育長	吉村達也
警察本部長	伊藤温秀
監査事務局長	長友修一
人事委員会委員長	桑山秀彦
選挙管理委員会委員長	成合修

事務局職員出席者

事務局長	児玉洋一
事務局次長	佐藤雅宏
議事課長	関谷幸二
政策調査課長	山崎孝明
議事課課長補佐	古谷信人
議事課議事担当主幹	池田憲司
議事課主任主事	前鶴彩友

◎　代表質問

○外山　衛議長　これより本日の会議を開きます。

本日の日程は代表質問であります。

ただいまから代表質問に入ります。まず、公明党宮崎県議団、重松幸次郎議員。

○重松幸次郎議員〔登壇〕（拍手）　皆さん、おはようございます。公明党宮崎県議団、重松幸次郎でございます。党を代表して質問させていただきますので、知事をはじめ関係部長の明快な答弁をお願いいたします。

お忙しい中、傍聴に来ていただいた方、またインターネット御視聴の皆様に御礼を申し上げます。

初めに、７月28日に発生した令和８年熊本地震及び千葉県をはじめ北陸地方等の豪雨災害によりお亡くなりになられた方々に、謹んで御冥福を申し上げます。また、被災され、今なお避難所生活と復旧作業に取り組まれておられる皆様へ、心よりお見舞いを申し上げます。

被災地では、住まいや仕事など生活の再建を具体的に進める段階へと移り始めておりますが、厳しい暑さと疲労、ましてや先の見えない不安を抱えております。避難生活での体調不良や心身のストレスによる災害関連死を防ぐ対策は、最優先の課題であります。被災者を誰一人取り残さぬよう、生活基盤の再建へ支援を尽くしていかねばと考えております。

一方、本県においても、地震・津波、豪雨・土砂災害、火山の噴火など、あらゆる危機事象が考えられますが、そこで質問です。

南海トラフ地震をはじめ自然災害に備えるための防災・減災に係る県の取組について、知事にお伺いいたします。

続いて、壇上での質問を知事に伺います。

本年12月に宮崎県知事選が行われ、河野知事は５期目に挑戦されますが、いずれにしても次の４年間は、本県にとっても重要課題解決と大きく飛躍する祭典行事が待ち構えております。

そこで、知事は５期目を目指すに当たり、本県の発展に向けた未来像をどのように思い描き、政策に取り組んでいくのか、その思いを伺います。

続いて、壇上での質問を警察本部長に伺います。

伊藤温秀本部長、ようこそ宮崎にお越しくださいました。心から歓迎申し上げます。

伊藤本部長は、警察庁長官官房参事官や、外務省、防衛省と警察以外でも勤務され、さらに皇宮警察本部、宮内庁などにも従事され、様々にその経験と行事に奔走されてきたことを新聞記事で知りました。

来年の日本のひなた宮崎 国スポ・障スポでの警備体制に経験を生かされ、任務を果たし、ひいては宮崎県全体の安全・安心を守っていただきたいと存じます。

そこで、力強いお言葉をいただきたく、警察本部長着任に当たっての所信についてお伺いします。

以上を壇上からの質問とし、以下は質問者席から行います。（拍手）〔降壇〕

○知事（河野俊嗣君）〔登壇〕　おはようございます。お答えします。

まず、防災・減災に係る県の取組についてであります。

近年、自然災害が激甚化・頻発化する中で、７月の熊本地震や、先月の千葉、北陸での豪雨災害など、いつ、どこで起こるか分からない災害に対し危機感を強めるとともに、改めて防

災・減災に係る取組を一層強化する必要があると感じております。

県ではこれまで、ハード対策として、道路や港湾等のインフラ整備など県土強靱化の取組に加え、南海トラフ地震等の大規模災害を想定し、広域的な災害支援物資拠点施設の整備や、市町村と連携した津波避難施設の整備などに取り組んでおります。

また、ソフト対策として、宮崎県備蓄基本指針に基づき、食料や簡易トイレなどの備蓄を計画的に進めるとともに、「防災の日」などのあらゆる機会を捉えた県民への防災意識の啓発や、災害対応の実効性を高めるため、毎年、関係機関と連携しながら、様々な災害を想定した防災訓練を実施しているところであります。

引き続き、県民の生命と財産を守ることを第一に、ハード・ソフト両面から必要な取組を進め、防災・減災対策に万全を期してまいります。

次に、本県の未来像についてであります。

私の思い描く宮崎県は、全ての県民の皆様が主役となって躍動し、持続可能で力強い産業と豊かな自然の恵みが調和する中で、宮崎に住んでよかったと心から実感できる、そんな安心と希望のあふれる県であります。

次期県政への御負託をいただくことができれば、この未来像の実現に向け、もっと稼ぐ宮崎戦略、くらし安心戦略、県土高度化戦略という３つの戦略を一体として進めてまいります。

まず、もっと稼ぐ宮崎戦略では、食料安全保障が課題となる中、温暖化等に対応した農林水産業の生産力強化を図り、国スポ・障スポを弾みとしたスポーツの成長産業化を実現するなど、本県の強みをあらゆる分野で稼ぐ力につなげ、県民所得の底上げを図ってまいります。

また、くらし安心戦略では、地域医療や介護、中山間地域における交通・物流、買物など、日々の暮らしをしっかりと支える仕組みを築くことにより、安心して住み続けることができ、将来に希望が持てる宮崎県を実現してまいります。

さらに、県土高度化戦略では、激甚化する災害から県民の命を守る県土強靱化を強力に進めるとともに、高速道路をはじめとする広域交通ネットワークの整備など、安全・安心と本県のさらなる成長を支える社会基盤のレベルアップを加速してまいります。

急速に進む人口減少や長引く物価高など、本県を取り巻く環境が厳しさを増す中においても、これまで培った経験と信頼関係、そして政策を実行する力を最大限に生かし、宮崎を次なる成長のステージへと押し上げ、安心と希望あふれる県づくりを何としてでもやり遂げるという強い覚悟を持って、全力で取り組んでまいります。以上であります。〔降壇〕

○警察本部長（伊藤温秀君）〔登壇〕　お答えします。警察本部長として、所信を述べさせていただきます。

県警察の運営につきましては、運営方針である「県民の期待と信頼に応える強くしなやかな警察」を基本として、県民の声に耳を傾け、治安課題や社会情勢の変化を的確に捉えながら、各種警察活動を推進してまいります。

県民の皆様や宮崎県を訪れる方々が安全で安心して過ごせるよう、良好な治安の確保のため、全力を尽くす所存です。

皆様におかれましては、警察活動に対する一層の御理解・御協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。以上であります。〔降壇〕

○重松幸次郎議員　知事、力強い御答弁をあり

がとうございました。熊本地震の救援については、本県の県職員をはじめ、医療・福祉、物資の供給等のチームが一丸となって現地で支援を続けておられると伺いました。敬意と感謝を申し上げます。

警察本部長、御決意を誠にありがとうございました。また最後に警察行政について質問させていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。

続いて知事に、食品の消費税減税について伺います。

党の機関紙からですが、

政府は５日の臨時閣議で、飲食料品の消費税率を来年４月からの２年間に限り、８％から１％に引き下げる方針を決定したけれども、来年４月からではこの減税方針は即効性に欠ける。一刻も早い物価高対策が待たれる中、公明党は今年度予算の審議時点から給付の必要性を訴え続けてきた。

実施期間を中低所得者の負担軽減措置の２年間限定での「つなぎ」と位置づけていますが、そのほかにも課題も多く、新制度の対象でない人にとっては、２年間の措置が終われば大きな負担増となり、事業者には税率変更に伴うレジシステム改修など、僅か２年間で税率を上げ下げすることも社会に混乱を招きかねない。何よりも社会保障費の財源が確保できるのか。

とありました。

そこで、飲食料品に係る消費税率の２年間の引下げを実現するに当たって、地方の代替財源の確保が必要と考えるが、全国知事会税財政常任委員長としての知事の考えを伺います。

○知事（河野俊嗣君）　飲食料品に係る消費税を１％に引き下げた場合の減収額は、全体で年間約４兆円と見込まれておりまして、うち地方は、地方消費税分が約１兆円、地方交付税原資分を含めると約1.6兆円と見込まれております。

私は、この減収が、消費税を財源とする医療・介護、子育て等に加え、防災・減災対策など、地方が重要施策に取り組む上で、必要な財源に影響を及ぼすことがあってはならないと考えております。

このため、私は全国知事会の地方税財政常任委員長として、あらゆる機会を捉えて、代替財源の確実な確保を国に強く訴えてまいりました。この結果、国は先日、地方消費税は地方特例交付金で補塡した上で、交付税総額を適切に確保するという方針を示したところであります。

この方針については一定程度評価するものの、既に実施されております、いわゆるガソリンの暫定税率の廃止等に伴う国の安定財源の確保など、国・地方を通じた持続的な財政運営の観点からは、多くの課題が山積しております。

このため、年末の予算編成に向けて、国には、将来を見据えた財源をしっかりと確保した上で、地方税財源を確実に確保するよう強く求めてまいります。

○重松幸次郎議員　ありがとうございます。国から地方財政に対する配慮は示されたとのことですが、国として大きな減収になることは変わりません。国民生活の基盤である食を支える福祉政策と位置づけて、財源確保を国へ訴えていただきたいと思います。

さて、項目は変わりまして、９月、10月の推進運動から質問いたしますが、９月は様々な月間・週間運動がございます。９月は、自殺予防週間、「防災の日」や高齢者交通安全週間など

がありますが、先に10月１日の「浄化槽の日」にちなみ質問させていただきます。

誰もが毎日、台所やお風呂の生活雑排水やトイレの水を流します。埼玉県八潮市での下水道管の大規模破損を受け、し尿が流れ込む下水道老朽化への懸念が全国で高まっています。しかし、地球12周以上もの長さがある全下水道の更新は、国家的財政難で現実的ではないと指摘されております。

そこで、下水インフラの一つである合併処理浄化槽の整備は重要であると考えます。有機物などの汚れの９割を浄化でき、下水道施設並みの高い処理能力があり、川や湖へ汚物が流れ込み、悪臭が問題になっているような地域では、合併処理浄化槽の普及が効果的であり、とりわけ強調したいのが、災害に強いということです。過去の地震災害でも、多くの合併処理浄化槽が被害を免れました。

トイレの汚水しか処理できないのが単独処理浄化槽ですが、そこで、単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換促進に関する県の取組について、環境森林部長に伺います。

○環境森林部長（長谷川　武君）　本県には、令和６年度末現在で、し尿処理だけに対応した単独処理浄化槽が約５万9,000基存在しており、浄化槽設置基数全体の約４割を占めております。

一方、県土に占める中山間地域の割合が高い本県において、生活排水処理施設としての合併処理浄化槽の役割は大変重要なものとなっております。

このため県では、令和３年３月に策定しました第三次宮崎県生活排水対策総合基本計画に基づき、単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換促進に取り組んでおり、その転換に要する費用の一部を、市町村を通じて補助しております。

今後も、市町村と連携して合併処理浄化槽への転換を進め、県内の水環境の保全に努めてまいります。

○重松幸次郎議員　大切な自然を守るため、単独から合併処理浄化槽への転換と普及をよろしくお願いいたします。

次は、９月20日からの動物愛護週間について、関連して地域猫の対策について伺います。

動物も私たち人間と同じ命ある存在です。動物愛護管理法では、国民の間に広く動物の愛護と適正な飼養について理解と関心を深めていただくため、毎年９月20日から26日を動物愛護週間と定めています。

多くの家庭でペットが家族の一員として大事に飼われていると思いますが、一方では放棄されてしまうペットもあります。ボランティアで犬猫の譲渡会を各地で開催されておりますが、残念ながら全てに新しい飼い主が見つかるわけではありません。

動物愛護管理法では、売手側の法律を整備し、適正な繁殖を求めるものですが、飼う側にも、動物に対する正しい知識と責任感、適正な飼育について理解と関心を深めることが一層必要になると考えます。

動物愛護行政に対する知事の基本的認識についてお伺いします。

○知事（河野俊嗣君）　犬や猫などの動物たちを心から愛し、慈しむ動物愛護の精神は、社会において広く浸透している一方で、一部の無責任な飼い主による不適切な飼育や遺棄、虐待などが後を絶たず、命の危機に直面している動物が今もなお存在していることに、私も心を痛めているところであります。

このような状況を改善していくためには、小学生等に対する「いのちの教育」などを通じて、広く県民に動物愛護の機運が醸成されることが大切であると考えております。

動物を命あるものとして尊重することが、県民の心豊かな生活を育んでいくものと考えております。人と動物が共生できる社会の実現に向けて、市町村や関係機関などと一体となって動物愛護に取り組んでまいります。

○重松幸次郎議員　人と動物が共生できる社会の実現に向けて、知事の答弁にあります小学生等に対する「いのちの教育」を、大人だけではなく子供の頃から進めていくことは、道遠くとも、重要になってくるのではないかと思います。

ここからは、地域猫の一事例として、宮崎港の猫を守る会の市民ボランティアの声をお届けします。

宮崎港では、2018年頃には飼い主のいない猫が約250頭を超える状況となり、市民ボランティアが中心となってＴＮＲ――Ｔはトラップ、捕獲する、Ｎはニューター、不妊去勢手術、Ｒはリターン、元に戻す――活動を実施してきました。

2018年から2019年にかけて、約250頭のＴＮＲを行い、その後も、遺棄された猫の発見、不妊手術、保護、譲渡、病気やけがの治療など、継続的な活動が行われています。その結果、2026年１月現在では、港内の猫は103頭、25か所に点在するまでに抑制されております。

しかしその一方で、現在の管理は市民ボランティアの大きな負担によって支えられています。給餌、医療、火葬等に年間約818万円を要し、その費用をボランティアが自己負担しています。また、遠方から毎日通い、給餌・給水だけでなく、新たな遺棄猫の発見などを継続しており、経済的にも、身体的、精神的にも限界が近づいております。

宮崎港の猫や動物類は、宮崎市の衛生課の管轄ですが、港は県の港湾課が管理するところです。後ほど地域猫の意義を申し述べますが、一部の市民には、野良猫に餌をやるから猫の遺棄が発生し、繁殖やふん尿等の問題につながっているという、誤解といいますか、間違った認識があります。

そこで、宮崎港における遺棄猫の現状について、県土整備部長にお伺いします。

○県土整備部長（中原　学君）　宮崎港の遺棄猫につきましては、無秩序に餌や水を与えることにより発生したごみなどが放置され、港湾管理上の問題となっておりました。

このため、令和６年度に、動物愛護の観点も踏まえ、宮崎市や、ボランティア団体の港の猫を守る会と協議の上、餌や水を与える際のルールを定め、現在は改善が図られております。

また、遺棄猫の頭数につきましても、ボランティアの皆様の御尽力もあり、議員御指摘のとおり、現在は減少傾向にあると伺っております。

県としましては、引き続き、関係者と連携しながら、良好な港湾環境の維持に努めてまいります。

○重松幸次郎議員　地域猫活動は重要です。その意義を動物愛護に関する書物から紹介いたします。

野良猫を放置や殺処分によって対処するのではなく、野良猫に不妊去勢手術をし、今後の繁殖を抑制するとともに、その猫を「地域の猫」として、近隣住民らが協力し、適切に面倒を見て管理することによって、人間と猫

との共生を図ろうとする活動です。

具体的な活動としては、自治会等の住民組織が地域猫活動のためのグループをつくり、そこにボランティアなどが加わって、地域に生息する猫を把握し、その猫に不妊去勢手術を行います。手術後はその猫を再び地域に戻し、餌やりの担当者や餌やりの方法を話し合って決めるとともに、ふん尿等の掃除を行い、地域の生活環境の保全を行うというものです。また、地域住民やボランティアだけでなく、行政にも、地域猫活動の普及・啓発や、活動資金の助成、住民や関係者間の連絡調整役など、地域猫活動が円滑に行えるような活動が期待されます。

という論調です。

ボランティアグループからの質問を預かっておりますので、そのままお伝えします。この活動を今後もボランティアの自己負担と善意だけに依存することについて、県としてどのように考えていますでしょうか。県として、宮崎市や動物愛護関係機関、現在活動しているボランティアとの協議の場を設け、役割分担や費用負担を含めた協働体制を検討する考えはないのでしょうか。

また、答弁にある「現在は減少傾向にある」という現状認識の裏には、ボランティアの存在を評価し、一方の「関係者と連携しながら」には、県としても今後、具体的に、いつ、誰と、どのように連携するのかをお示しするときではありませんか。あわせて、「動物の遺棄と虐待は犯罪です」ということを周知することが急務です。ＴＮＲを行っているからこそ、新たな遺棄猫が発見されています。

そこで質問です。県における動物遺棄の実態と防止対策について、福祉保健部長にお伺いいたします。

○福祉保健部長（小牧直裕君）　令和７年度、県で対応した動物の遺棄を疑う事案は44件発生しておりますが、うち35件については、警察と連携して対応したところであります。

遺棄防止のためには、県民への啓発が重要になることから、マスメディアや動物愛護センターのホームページによる情報発信を行うとともに、保健所等による適正飼養教室やセミナー開催のほか、動物愛護週間における県庁や図書館等での適正飼養に関する展示など、広く啓発活動を行っているところであります。

今後とも、関係機関と連携しながら、動物の遺棄撲滅に向けた活動にしっかりと取り組んでまいります。

○重松幸次郎議員　よろしくお願いいたします。宮崎港や宮崎市のみならず、県下全域でのボランティア活動の共通の課題だと思います。

御存じのとおり、猫の繁殖力はすさまじく、地域猫のＴＮＲ活動がなければ、あっという間に何倍もの数になります。

ボランティアの要望の項目に、手術後の猫を管理（マネジメント）するための施設、シェルターを検討できないか相談を受けています。

ここで全国の事例を一部紹介します。

川崎市富士見公園では、地域猫約35匹について、公園の再整備工事に伴う安全確保が課題となりました。工事によって猫が負傷したり、逃走・行方不明になることが懸念され、協議の結果、工事期間中に猫を保護するためのシェルターが設置されました。これは、公共施設の工事によって地域猫の安全が脅かされる場合に、行政が具体的な保護場所を確保した事例です。

さらに、岐阜県笠松町の事例があります。笠松町は人口約２万人の規模の町であり、宮崎県

でいえば、高鍋町と同程度の人口規模の自治体です。その笠松町では、笠松競馬場周辺の飼い主のいない猫について、町、岐阜県地方競馬組合、保護猫ボランティアが連携してＴＮＲを実施しました。そして、ＴＮＲだけで終わらせるのではなく、競馬場の空き厩舎を活用して保護猫シェルターを整備し、保護につなげています。さらに、行政が問題を認識し、行政だけでもボランティアだけでもなく、関係者が役割を分担して、具体的な仕組みをつくったとあります。県内全域の希望だと思います。

そこで、動物愛護と県下全体で行われている地域猫の活動を含め、県の取組が必要ですが、県における動物愛護行政の総括並びに今後の展望について、知事にお伺いいたします。

○知事（河野俊嗣君）　本県では、動物愛護センターを拠点とした保護犬、保護猫の譲渡や地域猫対策、「いのちの教育」の推進などの各種施策に取り組んできた結果、令和元年度以降、犬、猫の殺処分ゼロを継続しております。着実に成果が上がっているものと考えております。

これらの成果は、日頃から動物愛護活動に多大な御尽力をいただいている動物愛護団体やボランティアの皆様の協力なしにはなし得ないものであります。動物の保護や譲渡活動、さらには地域における環境の整備に至るまで、日夜御苦労を重ねておられる皆様の深い愛情と献身に対し、改めて心から敬意を表し、感謝申し上げます。

動物愛護施策のさらなる推進には、県民一人一人の理解と協力が不可欠であります。このため、今後とも、愛護団体やボランティアの皆様と、これまで築いてきた強固な信頼関係や協力体制を生かし、動物愛護の精神を県全体に着実に広げてまいります。

○重松幸次郎議員　再度ボランティアの声ですが、私たちがお願いしているのは、県が全てを負担することではありません。県、宮崎市、港湾関係者、ボランティアがそれぞれ何を担うのかを話し合い、宮崎港に適した仕組みをつくることです。

繰り返しになりますが、ボランティアの皆様は心身ともに疲弊しています。適正な管理構築のため、全県、全地域に通じる声としてお頼みし、次の項目に移ります。

本年７月に、宮崎市選出の県議会議員と宮崎市執行部との意見交換会があり、宮崎市から県への政策提案・要望をいただきました。時間の都合で２点質問させていただきます。

地域公共交通ネットワークと、副校長・教頭マネジメントについては割愛いたします。

１点目は、がん検診の適切な実施体制の確保についてです。

９月はがん征圧月間です。宮崎市の説明では、我が国のがんによる死亡者数は年間38万人を超え、死亡原因の第１位です。

宮崎市のがん検診受診率では、胃がん検診、男性4.0％、女性5.3％、肺がん検診、男性3.7％、女性6.2％、大腸がん検診、男性5.3％、女性8.9％、女性特有の子宮頸がん検診は21.9％、乳がん検診は13.9％でした。

党機関紙では、

日本人の２人に１人が一生のうちに一度はがんにかかるとされています。今から20年ほど前から、日本は生活習慣の欧米化が進み、大腸がんや乳がんなどが増えていました。ところが、これに対応する国内の治療法は外科手術ばかり。患者の苦痛を和らげる「緩和ケア」や、がん患者情報を収集する「がん登録」も進んでいませんでした。

こうした中、2006年に制定されたのが、がん対策基本法です。がん対策基本法によって、がんの予防や早期発見へ検診の普及啓発が進みました。がん検診に力を注いできたのが公明党です。特に女性特有の乳がん、子宮頸がんについては、検診無料クーポンの配布や、個別に電話や手紙で受診を呼びかける受診勧奨・再勧奨（コール・リコール）の導入を進めてまいりました。さらなる受診率の向上が必要です。

とありました。

そこで、がん検診の受診率向上のための取組について、福祉保健部長に伺います。

○福祉保健部長（小牧直裕君）　がん死亡率を減らすためには、検診による早期発見・早期治療が大変重要であります。

本県の受診率は、男性の胃がんが56.5％、子宮頸がんが42.7％など、それぞれ目標の60％に届いていない状況にあります。

このため県では、がん検診の内容や重要性について、９月の強化月間を中心に、ポスター掲示やＳＮＳ等を通じて、幅広い世代への情報発信を行っております。

また、経営者や働く世代への啓発を図るため、従業員の受診率向上などの健康経営に取り組む企業を表彰する事業等を実施しており、企業の関心も年々高まってきております。

今後とも、市町村や関係機関、民間企業などと連携し、工夫を重ねながら受診率向上に取り組んでまいります。

○重松幸次郎議員　ありがとうございます。これまでも何度も質問してきましたが、子宮頸がんは、男性へのＨＰＶワクチン定期接種化によって、ヨーロッパでは大きな成果を上げています。県内でも、宮崎市などワクチン接種の補助が始まりました。ワクチン接種と受診の県内への周知をお願いいたします。

がん教育を通して、検診やワクチン接種の重要性など、正しいがん知識も啓発していく必要があります。

学校において、がん教育はどのように行われているのか、教育長にお伺いします。

○教育長（吉村達也君）　がん教育は、がんについて正しく理解し、健康と命を大切にすることを目的に実施しており、小学校では、がんと生活習慣との関わりを、中学校や高校では、がんの要因や検診による早期発見の重要性などについて学んでおります。

教育委員会では、学校において適切に指導が行われるよう、「がんに関する教育指導参考資料」を作成するとともに、医療従事者やがん経験者による講話等を勧めるなど、がん教育の推進を図っております。

○重松幸次郎議員　予防とともに、リスクに応じた検診をしっかり進めて早期発見・治療を行うことは、国民の健康と命を守るだけでなく、社会保障費の削減にもつながります。「命を守る政治」を掲げる公明党も、がん対策を次なるステージへと進めてまいります。

２点目は、施設園芸における省エネルギー化の推進についてです。

キュウリやピーマンなど施設園芸の現状は、国際情勢の不安定化や円安の影響により、燃油・生産資材に加え、農業用設備の価格も高止まりしています。

国のみどりの食料システム戦略に基づき、2050年までのカーボンニュートラル実現が求められております。

そこで、本県における施設園芸の省エネルギー化の取組について、農政水産部長にお伺い

いたします。

○農政水産部長（児玉憲明君）　施設園芸における省エネルギー化は、燃料費等の削減やCO_2排出抑制の観点から、重要な取組と認識しております。

このため県では、燃油使用量を品目によっては３割から６割程度削減できるヒートポンプについて、令和元年度以降100台以上の導入を支援しているほか、ハウス内温度を均一化し暖房効率を高める循環扇や、保温効果の高い資材の導入を推進しております。

また、総合農業試験場では、冬場でも高い温度管理が必要なピーマンにおいて、燃油使用量が増加する厳寒期を避けた作型の検討や、亜熱帯性作物であるライチにおいて、加温を前提としない品種の選定に取り組んでいるところです。

引き続き、施設園芸の省エネルギー化を進めてまいります。

○重松幸次郎議員　頻発化・激甚化する異常気象の原因は、地球温暖化の影響であると断言できるのではないでしょうか。全産業で取り組むべきと考えます。

次からは、毎年開催しています党県本部と経済・福祉団体との意見交換会である政策要望懇談会からの質問です。

初めに、宮崎県商工会議所連合会さんからです。

民間信用調査会社の調査結果によりますと、令和７年の全国企業倒産は１万261件発生し、４年連続の増加となりました。物価高、ナフサ不足や資材高騰、人手不足、後継者難に直面し、新型コロナの影響が尾を引いて、さらには最低賃金の大幅アップに対応できない状況にあると伺いました。

では、物価高などで厳しい経営環境にある中小企業の支援について、県ではどのように取り組んでいくのか、知事にお伺いいたします。

○知事（河野俊嗣君）　県内の中小企業・小規模事業者を取り巻く環境は、昨今の中東情勢や長引く物価高、深刻な人手不足など、依然として厳しい状況にあります。

このため県では、物価上昇分の適切な価格転嫁を推進するための伴走支援や、生産性向上に係る設備投資への補助、人材の育成・確保に向けた環境整備など、事業者への様々な支援を行っております。

さらには、事業者の資金繰り支援を強化するため、県の融資制度における信用保証料の全額補助等に要する経費を補正予算案に計上しております。

また、今年度は、みやざき産業振興戦略の改定に向けて、現在、商工団体や事業者等の皆様と意見交換を重ねております。伺いました課題やニーズを踏まえ、将来にわたって地域の経済と雇用を支える企業・産業の振興施策の検討を進めております。

本県経済のさらなる活性化に向けては、中小企業・小規模事業者の持続的発展が不可欠でありますので、引き続き、関係団体等と連携しながら、県内事業者の成長や経営基盤の安定・強化等に全力で取り組んでまいります。

○重松幸次郎議員　中小企業・小規模事業者の支援をよろしくお願いいたします。

商工会議所や商工会では、組織運営力の強化を目指し、役員、議員、職員が一丸となり、会員増強等に取り組んでおられますが、経営指導員等の設置定数は、地区内の小規模事業者数等を基準にしているため、将来、小規模事業者数が減少した場合には、経営指導員等の数も減少

することを危惧しておられます。

そこで、商工会議所や商工会の支援体制の確保が重要と考えますが、県としての取組を商工観光労働部長にお伺いいたします。

○商工観光労働部長（児玉浩明君）　商工会議所や商工会は、中小企業・小規模事業者の最も身近な支援機関であり、その支援体制を確保することは大変重要であります。

このため県では、商工会議所や商工会に対し、事務局長や経営指導員等の設置や、研修受講に要する経費等について支援を行うとともに、事務局長の設置基準を満たさない商工会には、市町村と連携し、本県独自の事務局コーディネーターを配置しております。

また、経営指導員が１人しか配置されていない小規模な商工会が、複数で連携して、より質の高い事業者支援を行えるよう、経営指導員の合同設置を推進するなど、事務局体制の維持・充実を図っております。

引き続き、商工会議所や商工会がその機能を十分発揮できるよう、必要な取組を進めてまいります。

○重松幸次郎議員　支援体制の確保をよろしくお願いいたします。

また、県内中心市街地の商店街は、事業主の高齢化や大型複合施設の郊外への進出により、空き店舗や空き地が年々増加し、商店街機能そのものが失われつつあります。

そうした中、各市町の商店街は、地元にある地域資源を活用して、創意工夫のまちづくりに尽力されておりますが、今後、計画的な都市機能の配置・集積や地域公共交通の再生など、行政とまちづくり機関、民間企業が連携することが経済の好循環をつくり出すものと考えています。

そこで、にぎわいのある商店街づくりに向け、県としてはどのように取り組んでいるのか、商工観光労働部長にお伺いします。

○商工観光労働部長（児玉浩明君）　商店街は、地域の雇用や生活関連サービスなど、地域の生活に不可欠な機能を担う主体であり、また、地域コミュニティーの拠点として重要な場である一方、その活動の担い手の確保や、ＳＮＳなどを活用した積極的な情報発信等が課題となっております。

県ではこれまで、地域と一体となったイベントの開催など、商店街の活動をリードする人材の育成を進めてきましたが、今年度からは、実践的な情報発信のスキルを備えた「みやざき商店街認定ライター」を育成することにより、商店街の活動やその魅力を広く発信し、来訪者の増加や消費拡大による活性化につなげることとしております。

引き続き、こうした施策等を通じて商店街の活性化を図り、にぎわいのある商店街づくりに取り組んでまいります。

○重松幸次郎議員　商店街の活性化をよろしくお願いいたします。

次は、宮崎県ビルメンテナンス協会さんからの要望です。

ビルメンテナンス業務のガイドラインでは、業務発注準備段階における価格競争方式の項で、一定の技術者資格、業務の経験、業務成績等を競争参加資格として設定することにより、品質の確保を行うとうたわれております。

公共建築物の品質と衛生管理には必要な評価項目と考えますが、清掃業務委託の入札参加資格について、審査事項である技術職員数の評点割合を高めるべきと考えますが、総務部長に県の考えをお伺いします。

○総務部長（田中克尚君）　清掃業務委託の入札参加資格は、県の審査要領により、契約実績や技術職員数、雇用障がい者数、働きやすい職場環境の整備状況など、13の項目について審査しております。

御質問のありました技術職員数の評点割合は約17％でありまして、九州各県と比較して低い水準ではありませんが、専門的な知識を有する資格者の確保は、清掃業務の品質確保の観点から重要であります。そのため、これまでも対象資格を追加するなどの見直しを行ってきたところであります。

今後も引き続き、九州各県の状況等を踏まえて、適切な資格審査の在り方について研究してまいります。

○重松幸次郎議員　以前にも質問しましたが、インスペクター制度の導入をここで再度提案いたします。

あまり聞きなれた言葉ではないと思いますが、ネット資料には、「インスペクターとは監視・検査員の意味で、建物や設備、製品などの検査を行う専門職のことである。インスペクターは、対象物の品質や安全性、劣化状況を調査・評価し、その結果を報告する役割を担う。特に不動産取引における住宅や商業施設のインスペクション（検査）を担当するインスペクターは、建築物の構造、設備、耐震性などのチェックを行い、購入者や売主に対して建物の現状や潜在的な問題点を明らかにする。また、工場や製造業での品質管理インスペクターも存在し、生産ラインの製品の検査や評価を行う」とあり、公共事業も、また公共施設も同等に評価されるべきと考えます。

そこで、本庁舎の清掃業務について、良好な衛生的環境の維持や建築物の長寿命化を図るため、業務完了後の履行検査や評価等にインスペクターを導入してはどうかと考えますが、総務部長に県の考えを伺います。

○総務部長（田中克尚君）　御質問いただきましたインスペクターにつきましては、建築物の環境衛生や維持向上に寄与することを目的とする民間資格と承知しております。

本県では、現在、良好な衛生環境の確保を図るため、清掃業務とは別に環境衛生管理の業務を委託し、国家資格者が毎月検査を行うことで、清掃業務の改善に活用しているところであります。

九州各県では、長崎県のみがインスペクターを導入しており、同県からは、清掃作業の品質改善や、将来的な設備等の更新時期の延伸が期待されるため、今後、修繕等の際のコスト比較に活用する予定と伺っております。

こうした他県の検証結果等も参考としながら、現行の委託事業に加えまして本県に導入することの効果について、調査・研究を進めてまいります。

○重松幸次郎議員　私も質問に当たり、長崎県庁に伺ってまいりました。協会さんからの強い要望です。ぜひインスペクター制度の導入をお願いいたします。

次は、宮崎県電業協会さんからの提案・要望です。

ビルメンテナンス業と同じく、建設業界の共通の要望だと思われますが、労務単価の引上げと、物価高への柔軟な対応を要望され、中でも都道府県での単価の違いや、職種によっても価格差があると伺いました。県の担当者に確認したところ、これにつきましては、国の全国的な調査に基づいて決定するものでありますとのことでした。

また、市町村工事の入札制度及び分離発注等については、近年ではデザインビルド方式――デザインビルドとは、デザイン・設計、ビルド・施工までを一元化して発注する方式のことを指し、設計・施工一括発注方式（ＤＢ発注）とも言います――が増えており、分離発注を御理解くださいとの御要望でした。

なお、県が直接発注する公共物については、原則、電気工事を建設工事から分離して発注しているとのことでした。

そこで質問ですが、県が発注する建築物の電気設備工事において、物価高騰への対応や適切な工事期間の設定、発注時期の平準化に関する取組について、総務部長にお伺いいたします。

○総務部長（田中克尚君）　まず、物価高騰への対応につきましては、最新の市場価格を工事費に的確に反映させるとともに、契約後の価格変動に対しましても、受注者の求めに応じてインフレスライド条項等を適切に運用しております。

また、工事期間につきましては、関連工事との調整に加え、ＬＥＤ照明や受変電機器など調達に日数を要する資材の納期を十分に考慮し、適正な工期の設定に努めております。

さらに、年間の発注見通しの公表や計画的な執行、債務負担行為を活用した翌年度にまたがる工期設定により、発注時期の平準化を推進しております。

今後とも、関係団体と連携を図りながら、電気設備工事の円滑かつ適正な執行に取り組んでまいります。

○重松幸次郎議員　よろしくお願いいたします。

前回に続き、また６月議会で野﨑議員も質問されておりました、狭隘道路について質問いたします。

令和７年11月に大分県佐賀関で発生した火災の延焼は、空き家が多かったことによる初期消火が進まなかったこと、道路の幅が狭く緊急車両が通行を阻まれて、消火活動が難航したと見られています。

建築物の敷地は原則として幅員４メートル以上の道路に２メートル以上接していなければならないことになっており、一方で、建築基準法の施行に伴う救済措置として、幅員４メートル未満の道で特定行政庁が指定したものについても、いわゆる２項道路として建築基準法上の道路と位置づけられました。

２項道路については、沿道建築物の更新時に、道路とみなす境界を敷地側にセットバックすることで、４メートル以上の幅員を確保するものとされておりますが、更新の停滞等により４メートルの幅員が確保されない、いわゆる狭隘道路として存在しております。

執行部に、緊急車両の通行支障や避難経路への影響、災害危険度に応じた整備の優先順位等を伺いましたが、市町村と現在進行中との話でしたので、現在の県内における狭隘道路の実態について質問いたします。

本県における狭隘道路の現状とその解消に向けた取組について、県土整備部長にお伺いいたします。

○県土整備部長（中原　学君）　都市計画区域内における狭隘道路につきましては、建築基準法により、建物の建て替えや増築等をする際、４メートルの幅員を確保できるよう道路後退を義務づけておりますが、建て替え等が進まない限り、狭隘道路は解消されないため、本県においても数多く存在している状況にあります。

このような中、県では、市町を訪問し、先進

的な取組をまとめた国のガイドラインを周知するとともに、道路後退に必要な測量や登記費用への国の補助事業の活用を促しております。

今後も、市町との連携を図りながら、狭隘道路の解消に向けた取組を推進してまいります。

○重松幸次郎議員　狭隘道路の解消をよろしくお願いいたします。

次に、宮崎県行政書士会さんからの要望です。

令和８年７月21日付、総務省自治行政局長通知では、行政書士が住民・事業者との円滑な橋渡しを担っていることを踏まえ、地方公共団体に対して、デジタル手続における行政書士の代理申請を円滑にするための取組を進めるよう求めています。具体的には、デジタル申請に代理人の氏名、資格及び連絡先等を入力する欄を設けるとともに、代理申請に必要な機能を実装することとあります。

そこで、行政手続のオンライン化の現状及び今後の取組について、総合政策部長にお伺いいたします。

○総合政策部長（大東　収君）　県の行政手続につきましては、宮崎県デジタル化推進計画において、令和10年度までに375件をオンライン化することとしております。

現在、224件の手続をオンライン化しておりまして、さらなる移行を進めるために、庁内において、他の自治体における事例の周知や、証紙・現金による収納に代わるキャッシュレス決済の利用拡大に取り組んでいるところです。

今後は、オンライン申請にたどり着きやすいホームページの作成や、申請しやすい様式への見直しなどにより、県民の利便性向上と庁内の業務効率化を図ってまいります。

○重松幸次郎議員　行政書士または行政書士法人でない者が、報酬を得て申請書類の作成や提出手続の代理等に関与することを防止することが要望されております。

そこで、国の通知を踏まえ、行政書士でない者が報酬を得て申請書類等の作成に関与することを防止するため、県としてどのように取り組むのか、総務部長にお伺いいたします。

○総務部長（田中克尚君）　本年１月に施行された改正行政書士法では、行政書士が業務を通じてデジタル社会に貢献することを職責として位置づけるとともに、他の法律に定めがある場合等を除きまして、行政書士でない者は、手数料やコンサルタント料など、いかなる名目であっても報酬を得て、業として官公署に提出する書類等を作成できないことが明確化されたところであります。

今般の国の通知は、デジタル手続における行政書士の活用促進や、行政書士でない者による関与を防止する取組を求めるものでありまして、県としましても、職員への周知を図るとともに、窓口やホームページでの啓発に努めてまいります。

○重松幸次郎議員　よろしくお願いいたします。

次は、障がい者支援について伺います。

初めに、宮崎県難病団体連絡協議会さんからの要望です。

難病連の方からは、慢性的な医師不足と偏在、透析患者への障害者手帳１級取得、網膜色素変性症の研究開発と日常支援用具の拡大等を伺いました。

順次質問いたしますが、県内の透析患者の約６割が70歳以上となり、患者層は急速に高齢化しています。超高齢化した透析患者にとって最大の課題は、１日置きに続く通院負担です。

病院側の御厚意により送迎を行っている医療機関もありますが、近年は送迎に係る費用負担が大きな課題となり、送迎事業から撤退する病院も珍しくありません。

そこで、病院が送迎を行う場合の助成やタクシー券、ガソリン券の増枚など、透析患者の通院等の送迎に対する補助について増額できないか、福祉保健部長にお伺いいたします。

○福祉保健部長（小牧直裕君）　透析治療を受ける方々にとって、通院は、身体的、経済的に極めて重い負担であり、高齢化により自力での通院が困難な方が増えている状況にあります。

障がいのある方の外出支援につきましては、ヘルパーが付き添う移動支援等のほか、市町村が独自にタクシー券を交付する事業などが実施されております。

県としましては、市町村に対し、効果的な助成事例などの情報提供や助言を行い、透析患者を含め、障がいのある方の移動支援が充実されるよう努めてまいります。

○重松幸次郎議員　次に、宮崎県視覚障害者福祉協会さんからの要望です。

視覚障がい者が外出移動する場合は、同行援護者が専門的なケアを行い、車両の運転を支援されております。その同行援護において、ヘルパーが視覚障がい者を車両に乗せて移動する時間を報酬算定の対象とすることを要望されておりますが、この要望は国が窓口になっているので、我が党から国へ要望させていただきます。

さて質問は、先ほど難病団体さんからもありました日常生活用具についてですが、社会全体のデジタル化が進む現在、スマートフォン等は、視覚障がい者が社会参加、情報取得を行う上で、もはや代替の利かない日常生活の必需品となっております。

ＡＩ、デジタル化が進み、眼鏡とスマートフォンが一体となったスマートグラス、レイバンメタやグーグルグラスが代表的で、周りの景色や交通情報の感知機能など、音声または軟骨伝導で音なしで伝えられ、優れた機能を持っています。まだ高額品ではありますが、それらを使いこなせば、視覚障がい者、弱視の方でも行動範囲や情報が入手でき、特に青少年の希望が見えてきます。

そこで、日常生活用具給付事業について、視覚障がい者用のスマートグラス等を助成の対象にできないか、県の考えを福祉保健部長にお伺いいたします。

○福祉保健部長（小牧直裕君）　日常生活用具給付事業につきましては、市町村が実施主体となり、地域の実情に応じ、ストーマ用装具やたん吸引器などを給付するもので、事業費の一部について補助しております。

議員御提案の視覚障がい者用のスマートグラスは、文字や周囲の風景を音声等で伝える最新の電子機器であり、自立した生活や社会参加を広げる有効なツールであると認識しております。

給付対象となる用具を選定する際には、市町村が安全性、実用性といった面から検討することとなっており、市町村が前向きに検討できるよう、既に導入している自治体の事例等の情報提供や必要な助言を行ってまいります。

○重松幸次郎議員　よろしくお願いいたします。

次に、宮崎県聴覚障害者協会さんからです。

2025年６月、手話に関する施策の推進に関する法律が制定・施行されました。本法の理念を実現するためには、手話に対する県民の理解促進と普及啓発が重要であり、手話を必要とする

人々が安心して暮らせる共生社会の実現に向けては、行政、関係団体及び県民が一丸となって理解を深めていくことが求められます。

一方で、手話に関する普及啓発については、関係団体による取組だけでは到達できる範囲に限界があります。「障がいのある人もない人も共に暮らしやすい宮崎県づくり条例」「手話等の普及及び利用促進に関する条例」に基づき、様々な啓発に努めていただいておりますが、より多くの県民に手話施策推進法の理念及び手話への理解を広げることが期待されます。

そこで、「手話の日」を中心とした県民向けの普及啓発の取組について、福祉保健部長にお伺いいたします。

○福祉保健部長（小牧直裕君）　昨年６月に施行された手話施策推進法により、９月23日が「手話の日」と定められ、地方公共団体は、手話に関する理解と関心を深めるための行事を実施することとされました。

これを踏まえ、県では、ホームページやＳＮＳ等を活用し、周知・広報を行うとともに、「手話の日」に県庁本館のブルーライトアップを実施しております。

また、県内各地でも、駅や公園等におけるライトアップや、パネル展示による啓発などが行われております。

県としましては、今後とも、市町村や関係団体等と一体となって、手話に関する理解と関心が深まるよう、普及啓発に取り組んでまいります。

○重松幸次郎議員　手話通訳者の確保及び養成については、地域における意思疎通支援体制を維持する上で極めて重要な課題ですが、手話通訳者の高齢化が全国的な課題となっております。このため、若年層への早期アプローチは、将来的な通訳者の裾野拡大及び継続的な人材確保につながります。

そこで、若年層を対象とした手話通訳者養成について、県の考えを福祉保健部長にお伺いします。

○福祉保健部長（小牧直裕君）　手話通訳者の高齢化が進む中、将来の担い手となる若年層の手話通訳人材の養成と確保は、極めて重要な課題であると認識しております。

このため、県立聴覚障害者センターにおきましては、大学と連携した手話を学ぶイベントの開催や、手話講習に講師を派遣するなど、若年層を対象とした啓発活動に取り組んでいるところです。

今後も、県聴覚障害者協会等の関係団体と連携し、若年層向けの新たな取組について検討を行うなど、人材の養成と確保に努めてまいります。

○重松幸次郎議員　障がい者団体さんからの要望に、それぞれ取組をよろしくお願いいたします。

政策要望懇談会の最後に、宮崎県医師会さんからの要望です。

要望は、地域医療・医師確保及び感染症対策など全46項目いただきましたが、今回は、地域医療、救急災害と女性医師支援について伺います。

最も要望の多かった地域医療については、医療機関の経営基盤強化、医師及び医療従事者養成・確保の財源確保など５項目が挙げられていました。

日本は超高齢化社会で、医療機関への受診が必然な状況にあります。慢性的な医師不足の宮崎県においては、特に筋系・神経系の専門医が県北地区（延岡、日向、高千穂地区）で不足し

ています。県立延岡病院についても、心療内科、精神科２科が休診しています。これらに加え、僻地での医師不足や産科医、小児科医の不足など、医師の地域偏在や診療科偏在が全県的な課題となっております。

そこで、医師の地域偏在や診療科偏在に対する県の取組について、福祉保健部長にお伺いいたします。

○福祉保健部長（小牧直裕君）　医師不足に加え、地域偏在や診療科の偏在が本県の課題であると認識しております。

県ではこれまで、宮崎大学医学部の地域枠医師等を一定期間、医師少数区域等に配置するキャリア形成プログラムにより、地域偏在の是正に取り組んでおり、今後さらに配置医師数も増加する見込みであります。

また、診療科の偏在については、医師の不足が特に深刻な産婦人科、小児科、総合診療科の専門医を志す医師に対する専門研修資金の貸与などに取り組んでおります。

引き続き、宮崎大学など関係機関と連携し、地域偏在や診療科の偏在について是正を図ってまいります。

○重松幸次郎議員　次に、同じく医師会からの要望で、救急災害についてですが、「災害や国民保護事案への対策の標準化と早期からの関係機関との連携」とあり、社会福祉施設の被災情報の収集手段として、Ｄ24Ｈの普及に努めてほしいとありました。

初耳のＤ24Ｈというシステム、私なりに調べました。災害時の保健・医療・福祉分野に関する様々な調査を一元的に管理するツールとありましたが、そのスキームをいまだ私もよく理解しておりません。

そこで、災害時の保健医療福祉活動を支援するためのシステムとして、国はＤ24Ｈの活用を推奨しているが、このシステムの概要と、本県で大規模な災害が発生した際、円滑に活用できるよう、どのように取り組んでいるのかを、福祉保健部長にお伺いします。

○福祉保健部長（小牧直裕君）　Ｄ24Ｈは、大規模災害時の支援活動を効率的に行うため、避難所や医療機関の情報を入力・集約・可視化するシステムであります。

熊本地震では、国の要請を受けて、災害時健康危機管理支援チーム「ＤＨＥＡＴ」を熊本県庁へ派遣し、このシステムを活用して、避難者の健康状況や避難所のライフラインなどの情報を収集・分析し、関係機関との情報共有などを行ったところであります。

派遣した職員からは、その有効性について報告を受けており、11月に予定しております南海トラフ地震を想定した国との合同訓練でも、実践的な活用や効果の検証を行うなど、被災時に、より多くの職員がＤ24Ｈを効果的に活用し、災害対応ができるよう取り組んでまいります。

○重松幸次郎議員　よろしくお願いいたします。

次に、女性医師の支援についてです。

要望内容は、女性医師の復職、再研修、キャリアアップ支援として、魅力ある研修プログラムを作成すること、あわせて、高校生や医学生に対する女性医師等に係る各種支援事業の周知・広報を行っていただきたいなどです。

そこで、女性医師に対する県の支援について、福祉保健部長にお伺いします。

○福祉保健部長（小牧直裕君）　地域医療の維持充実を図っていくためには、女性医師がライフイベント等に応じて、安心して働き続けられ

る環境づくりが重要であると考えております。

このため県では、県医師会に女性医師相談窓口を設置するとともに、ワーク・ライフ・バランスに対する意識啓発セミナーの開催等を行っております。

また、勤務環境を改善するため、宿日直の免除や短時間勤務制度の導入等を行う医療機関への支援にも取り組んでいるところです。

今後とも、医師のライフステージに応じたキャリア形成プログラムの適用を図るなど、女性医師が働きやすい環境づくりを関係機関と一体となって進めてまいります。

○重松幸次郎議員　以上が医師会からの要望でした。

次の項目ですが、教育行政について２点質問します。

党の機関紙からですが、

さきの参議院選挙では、ＳＮＳなどインターネット上を中心に、意図的につくられた虚偽情報や勘違いによる誤った情報が飛び交った。こうした偽・誤情報は災害時にも拡散され、問題となっている。

偽情報を見聞きした人の中で、誤っていると気づくことができる人は15％しかいないという調査がある。実に８割超の人が真偽を見抜けておらず、しかも「自分は大丈夫」と自信を持っている人ほど、だまされやすい傾向にあるそうだ。

発信された偽・誤情報は、真実や事実の６倍ものスピードで広がると言われている。興味や不安、怒りなどの感情が拡散する動機になっていることが多く、自らが偽情報の発信者となってしまわないよう注意したい。惑わされないためには、「情報源はあるか」「発信者はその分野の専門家か」といった点を確認することがポイントだ。国や自治体をはじめ、報道機関、ファクトチェック団体が発表している情報も参考になる。

情報を適切に活用できる能力を育むリテラシー教育の充実も欠かせない。国民の情報リテラシーが世界一高いと言われるフィンランドでは、ネット上で拡散された情報の真偽を分析する授業などが小中学校で定着し、幼児教育にも取り入れられているという。

とありました。

では、学校における情報リテラシー教育の取組について、教育長に伺います。

○教育長（吉村達也君）　情報が過剰にあふれ、価値観の偏りが助長されやすい現代社会において、子供たちが偽情報に惑わされず、真偽を見極める力を身につけることは重要であります。

教育委員会では、学習用教材「ＧＩＧＡワークブックみやざき」を作成し、情報の信頼性や整理の仕方に関する学習に取り組むよう全公立学校に周知しております。

また、各学校では、情報モラルやセキュリティーなどの学習を通し、発達段階に応じて児童生徒の情報リテラシーの育成に取り組んでおります。

○重松幸次郎議員　よろしくお願いいたします。

次に、学校図書館新聞配備状況についてです。

学校図書館への新聞配備についてですが、文科省は、児童生徒の思考力、判断力、表現力等を育成することを目指し、学校図書館の新聞充実のため、小学校２紙、中学校３紙、高校５紙の配備を目標に掲げ、各自治体に交付税措置をしています。活字文化の普及啓発のための大事

な教材の一つであり、国では、学習指導要領にも新聞を教材として活用することが位置づけられております。

我が党としても、かねてより学校図書館への新聞配備を求めておりましたが、現在の配備状況はいかがでしょうか。

県立高校における新聞の配備状況及び活用状況について、教育長にお伺いします。

○教育長（吉村達也君）　生徒が休み時間や放課後に気軽に読めるよう、全ての県立高校の図書館に新聞が配備されており、７紙配備されている学校が２校、６紙が２校、５紙が６校、４紙が13校、３紙以下が14校となっております。

各学校においては、社会事象を多面的な視点から理解するための複数紙の記事の読み比べや、探究活動の情報収集の素材、小論文指導における時事問題の題材等として活用しております。

読解力や表現力を高め、社会性を育成する上で、新聞の活用効果は大変高いと考えておりますので、今後とも適切な新聞の配備と効果的な活用に努めてまいります。

○重松幸次郎議員　大変重要なことだと思いますので、学校図書館への新聞配備をよろしくお願いいたします。

最後の項目になりました。改めて警察本部長にお伺いします。

質問に際して、宮崎県警察本部のホームページでいろいろと検索し、気になった情報を読ませていただきました。各部事細かに説明があり、なるほどと感心したところです。

さて本題ですが、警察官も人であり、家庭があり、また地域との交流も大事です。働きながら生きがいと生活を両立するワーク・ライフ・バランスが重要です。

定義では、仕事と私生活（家庭、地域、趣味など）を自分の望むバランスで両立させ、健康で豊かな生活と働きがいを同時に実現する考え方となっております。日本の内閣府は「仕事と生活の調和」と定義し、経済的自立、健康な生活時間の確保、多様な働き方の選択を柱としておりますとありました。

そこで、県警におけるワーク・ライフ・バランスの実現のための働き方改革の推進状況について、警察本部長にお伺いします。

○警察本部長（伊藤温秀君）　県警では、「宮崎県警察ワークライフバランス・次世代育成支援・女性職員活躍推進行動計画」に基づき、働き方改革を推進しております。

まず、積極的な育児を支援しており、特に令和７年度中の男性職員の育児休業取得率は88.0％となっております。

また、職員の月１日以上の年次休暇や夏季特別休暇５日間の取得を徹底させておりまして、令和７年の平均取得日数は19.6日となっております。

そのほか、令和８年度の行動計画から時間外勤務の縮減も目標としており、職員１人当たりの時間外勤務につきまして、昨年度比減を目指しております。

職員が働きやすい職場とすることにより、若い世代に県警を志してもらえるよう、今後もワーク・ライフ・バランスの充実に取り組んでまいります。

○重松幸次郎議員　警察官の皆さん方が本当に生きがいを持った働き方をされますよう、よろしくお願いいたします。

以上で質問の全てを終了いたしますが、本日は、動物愛護並びに地域猫の質問について、かなり時間を使いました。ハードルの高い要望も

言ったかと思いますが、本当に今、必死で地域猫を守ろうと、また、これ以上増やさないという強い決意で頑張っていらっしゃる皆さん方のお声でございます。

どうかこれから行政も一緒になって、いろんな話合いをしていただくことを要望いたしまして、私の質問を終了させていただきます。ありがとうございました。（拍手）

○外山　衛議長　以上で午前の質問は終わります。

午後は１時再開、休憩いたします。

午前11時13分休憩

午後１時０分再開

○外山　衛議長　休憩前に引き続き会議を開きます。

次は、県民連合立憲、永山敏郎議員。

○永山敏郎議員〔登壇〕（拍手）　こんにちは。会派、県民連合立憲の永山敏郎です。代表質問の機会をいただきましたので、会派を代表し質問させていただきます。

初めに、知事の政治姿勢についてお伺いいたします。

午前中、公明党会派、重松議員からも質問がありましたが、食料品の消費税減税に関連して伺います。

今回の消費税減税や所得連動型の給付に対しては、物価高に賃金上昇がまだまだ追いつかない状況で、家計に対し直接的な負担軽減につながるとして歓迎する声も聞かれる一方、消費税が社会保障の財源であることから、社会保障やサービスの低下を懸念する声も聞かれます。

また、外食産業への影響緩和や減収が見込まれる中小零細農家対策等、消費税減税に対し急ぎ検討が必要な事項も山積しています。

今後、様々な視点から国会においても関連法案について議論されることと思いますが、地方の財政、経済等に影響のないよう、慎重な制度設計が求められます。

給付付き税額控除の導入に向けた飲食料品の消費税減税等が閣議決定され、地方の財政負担も懸念されますが、全国知事会地方税財政常任委員長を務める知事の受け止めと今後の対応についてお伺いします。

以上、壇上からの質問とし、以降の質問は質問者席から行います。（拍手）〔降壇〕

○知事（河野俊嗣君）〔登壇〕　お答えします。

所得に応じたきめ細かな給付を導入し、中低所得の現役勤労者の負担軽減を通じて手取りを増やすという政策の方向性については、私としても理解・共感するところであります。

一方、給付や消費税減税を実施する上では財源が必要であります。そのめどをつけることは極めて重要な課題でありますし、また、この制度の導入によって、かえって県民の皆様の生活に負担が生じてしまうようなことはあってはならないと考えております。

特に、消費税は、医療・介護、子育て等を支える極めて貴重な財源でありますことから、地方の減収分に対する代替財源の確実な確保や、農林水産業や外食産業などの事業者への支援等を国に強く訴えてまいりました。

現在、制度導入に向けた国との協議が進んでおります。国からは、地方消費税の減収分への代替財源の措置などが示されたところであります。昨日も、急遽２回目となる臨時の地方税財政常任委員会を開催し、知事会として、地方の財政負担や事務負担への配慮、また丁寧な協議というものを進めていただきたいというような

内容を含めた国への意見を取りまとめたところであります。

引き続き、国との建設的かつ丁寧な協議を重ねていくことで、財政措置や事業者支援など必要な対応をしっかりと求めてまいります。以上であります。〔降壇〕

○永山敏郎議員　ありがとうございます。政府の急な方針決定を受けての臨時の地方税財政常任委員会の開催等、素早い対応や取りまとめに感謝いたします。減収分の代替財源の措置については、国から示されたとのことで安堵しておりますが、県内の事業者等への影響等、まだまだ注視しなければならない問題がありますので、国会での審議を見守りつつ、地方からも声を上げていきたいと思います。

続いて、国際情勢について伺います。

８月13日、ロシアのプーチン大統領が北方領土の択捉島を訪問しました。高市政権発足後、ロシアの対日姿勢は一段と硬化しており、政府としても対抗措置を検討するなど、北方領土の問題は解決には程遠い状況です。故郷を追われた元島民の方も高齢化し、一日も早い解決を目指す必要があります。

北方領土問題は、小学校５年の社会の単元で扱われ、中学校や高等学校でも社会や地理等で学ぶ問題であります。

一方で、以前は行われていた元島民の墓参りやビザなし交流事業が途絶え、マスコミで取り上げられる機会も減り、国民の関心は薄れていくのではないかと危惧します。

北方領土問題に関する知事の認識と県民への啓発の取組について伺います。

○知事（河野俊嗣君）　北方四島は、歴史的にも、国際法上も我が国固有の領土であります。領土問題は、国の主権に関わる極めて重要な問題であると認識しております。

戦後81年が経過した今日に至っても領土の返還が実現しておらず、一刻も早い領土問題の解決に向けた取組が重要であります。

このため県では、北方領土返還運動全国強調月間であります８月と２月に懸垂幕を掲示するほか、関係団体が行うキャラバン隊の市町村訪問やパネル展などの啓発活動を支援しております。

今後とも、官民一体となった領土返還運動を粘り強く推し進めてまいります。

○永山敏郎議員　ありがとうございます。戦後81年を経過し、戦争の記憶や記録の風化が課題となっております。同様の現象が北方領土問題にも当てはまるのではないでしょうか。しっかりと考えていかなければなりません。

続いて、最低賃金引上げについて質問します。

先月８月25日、宮崎地方最低賃金審議会から、最低賃金を62円引き上げて1,085円とする答申が出されました。国の審議会が７月に示した引上げの目安額56円を６円上回る引上げ額で、昨年に引き続き、大幅な引上げとなったことは評価できる一方で、本県の最低賃金が全国で単独最下位になる結果となりました。

昨年は、宮崎、沖縄、高知の３県が同額で最下位でしたが、今年度の改定では、沖縄、高知ともに宮崎県を１円上回る改定額となっています。宮崎県が先行して答申が出ており、ある意味、後出しじゃんけんとも言える結果ではないかと思いますけれども、単独での全国最下位は非常に重い結果と考えます。

今年度の審議でも、労働者側の委員、使用者側の委員、それぞれの主張する引上げ額には乖離がありました。労働者側は、昨今の物価高に

対応するためにも、さらなる引上げを求めており、一方で使用者側は、大幅な引上げは、人件費の確保による経営への影響、廃業の増加につながる等の懸念を訴えています。

最低賃金引上げをめぐっては、厚生労働省の業務改善助成金など、中小企業向けの支援策もありますが、賃上げを行う体力のない中小企業には使いづらい制度と言えます。

賃上げに向けた直接的な支援や、県内中小企業の稼ぐ力を強化する等、抜本的な対策が必要と考えます。

最低賃金の格差は、人口流出の要因の一端とも捉えられ、人口が近く100万人を割り込む予想の本県の人口減少問題にも大きな影響を与えかねません。

これまで最低賃金の改定をめぐっては、他県では知事自らが審議会に対し引上げの要請を行うなど、県のトップが積極的に賃上げに向けた働きかけを行う事例も見られます。

そこで、今回の最低賃金の答申に対する知事の所感と、中小企業の持続的な賃上げ環境整備に向けた県の取組についてお伺いします。

○知事（河野俊嗣君）　本県の最低賃金は、宮崎地方最低賃金審議会において、中央最低賃金審議会が示した目安額に６円上乗せし、過去２番目の高さとなる62円を引き上げ、1,085円とする旨、答申されました。

答申に当たりましては、労使双方の関係者の意見を踏まえ、本県の景気動向、労働者の生活の安定、厳しい経営状況にある中小企業への影響など、様々な情勢を勘案し、議論を尽くされた結果と受け止めております。

一方で、答申額が御指摘のように単独で全国最下位となったことについては、若者等の県外流出への影響も危惧されるところであります。

現在、県では、県内企業の持続的な賃上げの環境整備の取組として、適切な価格転嫁を推進するための伴走支援や、生産性向上に資する新たな設備等の導入支援を行っております。

賃上げは、経済の成長と好循環の原動力でありますので、持続的な賃上げの実現に向け、より一層、取り組むとともに、本県の暮らしやすい環境や企業の魅力についても、若者などにしっかりと伝えてまいります。

○永山敏郎議員　ありがとうございます。この最低賃金の最下位脱却を１円単位で争う現状については、チキンレースと、そのようにもやゆされております。

最低賃金法第１条（目的）には、「この法律は、賃金の低廉な労働者について、賃金の最低額を保障することにより、労働条件の改善を図り、もつて、労働者の生活の安定、労働力の質的向上及び事業の公正な競争の確保に資するとともに、国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする」と記されております。最低賃金の本質に立ち返り、議論が深まることを期待しております。

次に、デジタル人材育成について伺います。

昨今はＡＩの進歩が目覚ましく、ここにいる議員の皆さん、また執行部の皆さんにも、生成ＡＩ等を日々活用されている方も多いのではないでしょうか。

現在、ＡＩ活用推進対策特別委員会では、自らもＡＩをばりばりに使いこなしている山内いっとく委員長、今村光雄副委員長の下、民間や行政での活用事例について調査を行っています。県内調査で先進的に取り組まれている企業や自治体を目の当たりにする一方で、今後、ＡＩの活用やデジタルへの対応に関し、地域、企業、個人での格差が拡大していくのではないか

と心配になりました。

こうした情報技術への対応の格差はデジタルデバイドとも呼ばれ、本来であれば地理的不利など格差を克服し得るデジタル技術が新たな格差の一因となる、非常に皮肉な話かなと思います。教育現場においても、情報教育が強化される一方で、今後、世代間の格差が拡大していくおそれもあります。技術の進展に伴い、企業から求められる人材も変化する中で、リスキリングやリカレント教育も重要な取組となります。

そこで、県内産業や行政分野におけるデジタル人材の育成について、県はどのように取り組んでいるのか、総合政策部長にお伺いします。

○総合政策部長（大東　収君）　デジタル技術が急速に進歩する中、その利活用を図るためには、人材の育成が重要であります。

このため県では、企業向けに、先進的な事例の紹介や、その従業員に対する研修を実施するとともに、求職者や学生に対するプログラミング等の講座など、就職に向けた支援を行っており、昨年度は52名が県内の企業等に就職しております。

また、行政分野におきましては、県や市町村職員を対象としたＡＩなどに関する研修会の開催のほか、市町村への専門人材の派遣によるＯＪＴの実施など、デジタル人材の育成を図っているところです。

人口減少に伴う人材不足が深刻化する中、引き続きデジタル人材の育成に取り組むことで、県内産業や行政分野における業務効率化を図り、生産性の向上につなげてまいります。

○永山敏郎議員　ＡＩ活用推進対策特別委員会のほうでも引き続き調査を進め、県への提言を取りまとめてまいります。

次に、インフラ、交通政策、観光振興に関して質問します。

令和８年熊本地震では、九州自動車道や九州新幹線が深刻な被害に遭いました。九州自動車道は半月ほどで通行止めが解除されましたが、九州新幹線の全線再開は今月18日を予定しており、発災から約50日を要しています。

この間、九州の南北の移動が著しく制限され、被災地の復興支援や観光、経済等に影響が出ています。

昨今は、地震のみならず、局地的な豪雨災害等も発生しております。九州新幹線に何かがあったときの代替ルートとして、災害時のリダンダンシー確保の観点からも、改めて東九州新幹線整備を急がなければならないと考えます。

東九州新幹線は、国の基本計画路線とされながら長年進展がありませんでしたが、今回、国土交通省が整備・運行手法を検討するケーススタディーの対象となりました。今後の整備計画への格上げに向け、進展が期待されます。

また、新幹線整備には長い時間を要することから、宮崎の若い世代に対する機運の醸成が必要だと考えております。

そこで、東九州新幹線整備の必要性に関する県の認識と機運醸成に向けた取組について、知事にお伺いします。

○知事（河野俊嗣君）　東九州新幹線は、本県が将来にわたって発展していく上で、重要な交通インフラであります。優れた時間短縮効果や大量輸送力を持つなど、県民生活の向上に大きく寄与するものと考えております。

令和８年熊本地震の影響で、九州自動車道や九州新幹線の一部が利用できない状況となり、九州全体の災害時における代替輸送の確保の面からも、東九州新幹線の整備の必要性を改めて強く認識したところであります。

県では、新幹線整備の早期実現に向けて、シンポジウムを継続的に実施しております。令和６年度に宮崎市、令和７年度に延岡市、そして本年８月には都城市で開催するなど、県民の皆様や経済界などオール宮崎として機運を高めてまいりました。

特に今回、国のケーススタディーに選ばれた後に行われた都城市でのシンポジウムでは、約200名の地元高校生を含む約600名の方に参加いただき、パネルディスカッションには大学生に登壇いただくなど、若い世代を巻き込んだ機運醸成につながったものと考えております。

新幹線整備は、長い時間軸の中で継続して取り組む必要性がありますことから、引き続き将来を担う若者も含めた機運醸成を図ってまいります。

○永山敏郎議員　ありがとうございます。私も参加したシンポジウム、知事がブラバンの指揮をされるというふうな状況もありまして、今後、引き続き、これからの宮崎を担う若い世代と一緒に、若者も巻き込んだ機運醸成に取り組んでいかなければならないと思います。

続いて、九州ＭａａＳについて質問いたします。

ＭａａＳとは、モビリティー・アズ・ア・サービスの略で、複数の公共交通やそれ以外の移動サービスを最適に組み合わせて、検索、予約、決済等を一括で行うサービスで、スマートフォンのアプリ等を活用し、シームレスな移動を支える仕組みです。

これまでも「九州はひとつ」の理念の下、シリコンアイランド九州構想や県をまたがった周遊観光など、経済や観光分野において九州各県が一体となって地域振興に取り組んでいます。

このＭａａＳの取組についても、九州ＭａａＳとして九州一体的に取り組むことを目指し、協議会を設立、事業がスタートして２年が経過いたしました。

果たして効果がどれほどあったのか、本県における九州ＭａａＳの取組の状況と今後の展開について、総合政策部長にお伺いします。

○総合政策部長（大東　収君）　九州ＭａａＳは、各県の行政や経済界の連携の下、令和６年８月にサービスを開始いたしました。

本県におきましても、ＪＲ九州や宮崎交通、市町村と連携いたしまして「宮崎におけるＭａａＳ実行委員会」を組織し、宮崎市や宮崎空港から日南市を結ぶ「日南１デーフリーパス」やインバウンド向けの「ＡＬＬ　ＫＹＵＳＨＵ　ＰＡＳＳ」など、約20種類のチケットを販売しており、令和７年度は約２万枚を売り上げ、販売実績も年々増えております。

九州ＭａａＳは、公共交通の利用促進や観光二次交通の活性化の観点からも大変効果的であり、今後も様々な主体と連携し、商業施設や観光地と連携した新たなチケットの造成やプロモーションなどを積極的に進めてまいります。

○永山敏郎議員　昨今、インバウンド向けの観光におきまして、一つの宿泊拠点に連泊し、そこを起点に日帰りで近隣を周遊するスタイルの拠点滞在型観光、また、先ほどもありました周遊型観光が注目されております。九州ＭａａＳは、観光客の移動や観光を支えるインフラとして活用が期待されます。

一方で、令和８年熊本地震では、被災地の熊本県のみならず、九州全体の観光産業も大きな影響を受けました。

本県におきましても、宿泊キャンセル等の被害が推計で13億円を超えると試算されております。被災地支援と併せて、九州全体の観光産業

への支援、観光振興が急務です。

九州ＭａａＳの取組は、九州における観光振興にも大変効果があると考えますが、今後の観光振興における本県の取組について、商工観光労働部長にお伺いします。

○商工観光労働部長（児玉浩明君）　本県では、周遊観光促進の一環として、九州ＭａａＳのアプリを活用した高速バス等の乗車券や、県内の路線バスを１日乗り放題で利用できる訪日外国人旅行者向け乗車券などの販売促進に取り組んでおります。

こうした取組を進める中、令和８年熊本地震の発生を受け、観光復興をいち早く遂げるため、九州各県において「九州ふっこう応援割」の実施が検討されております。

この支援策が実施された際には、観光需要が喚起され、旅行者の移動が活発になることも予想されますことから、県におきましては、各県や九州観光機構、交通事業者等と連携しながら、九州ＭａａＳを活用した切れ目のない周遊環境の提供に努め、観光復興につなげてまいります。

○永山敏郎議員　九州ＭａａＳによる移動支援や周遊型観光振興において、九州中央自動車道の早期整備や、先ほども取り上げました東九州新幹線の整備が大きな効果をもたらすと考えます。インフラの整備に向けた機運醸成にも引き続き取り組んでまいりましょう。

続いて、県道の整備についてお伺いします。

９月に入り、大分秋めいた季節になりましたが、今年の夏も大変暑い日が続きました。

暑くなると目立つのが道路の草です。カズラがガードレールを覆うように生え、視覚的にも交通の妨げになり、運転が危険な箇所、路肩の草が大きく成長し、車道の左側を走行する自転車の妨げになり、自転車が車道の中寄りに大きく侵入せざるを得なくなる危険な箇所、歩道を覆うように草が生い茂り、一体どこを歩けばいいのか、草を踏みしめて歩行せざるを得ない箇所など、あらゆる箇所で交通に影響を及ぼしています。

昔と比べ、これほど草が目立つなと感じるのは、地球温暖化等、気象の変化による繁殖の活性化の影響、あるいは除草の回数が減ったことによる影響でありましょうか。

河川の除草については、河川パートナーシップ事業が活用され、今回、リモコン式草刈り機の貸出しも始まったようです。県道の除草についても、「みやざきの道」愛護ボランティア支援事業がありますが、活用の実態はいかほどでありましょうか。

本県は来年、日本のひなた宮崎 国スポ・障スポの開催を控えております。全国から選手や観客の皆さんを迎えるに当たり、景観の整備も非常に重要と考えます。

県が管理する道路沿いの除草について、取組状況を県土整備部長にお伺いします。

○県土整備部長（中原　学君）　県が管理する国道や県道の除草につきましては、道路利用者の安全性の確保や、沿道の景観保全を目的に実施しております。

基本的には、年１回の実施としておりますが、交通量の多い区間や観光地周辺等においては、実施回数を増やすなど、道路の利用状況や周辺の環境に応じた除草を行っております。

また、「みやざきの道」愛護ボランティア支援事業により、地域の方々が行う除草活動を支援するなど、官民協働の取組も推進しているところであります。

来年開催の宮崎国スポ・障スポも含め、来県

される方々をおもてなしの心でお迎えできるよう、今後とも、地域の方々と連携を図りながら、安全で良好な沿道環境の保全に取り組んでまいります。

○永山敏郎議員　現在は基本的には年１回というふうな答弁でありましたが、やはり少ないと感じます。梅雨明けに草が伸び、それを刈っても夏を経てまた草が伸びる。最低でも２回は除草が必要ではないでしょうか。委託に際し、人件費や燃料費高騰等も財政的負担となることは理解しますが、答弁にありましたとおり、国スポ・障スポに向けた環境整備のためにも、予算確保を強く要望いたします。

さて、草と同じく県道を走行、歩行している際に気になるのが、のり面等から大きく張り出した樹木の枝です。草と同様に景観的にもよくなく、トラックなど車両との接触や、台風等での枝折れや倒木の心配もあります。

県が管理する道路に張り出した樹木の対応状況について、県土整備部長にお伺いします。

○県土整備部長（中原　学君）　県が管理する道路につきましては、日常の道路パトロール等により状況を把握し、沿道を含めた道路空間に異状がないかを確認しております。

このうち、道路に張り出した樹木については、基本的に土地の所有者が対応することになりますが、枝の落下や倒木のおそれがあり、緊急を要する場合は、県が枝を剪定するなどの措置を講じております。

また、電線に接触している枝などについては、電気・通信事業者に対応をお願いしているところです。

県としましては、引き続き関係機関とも連携し、適切な道路管理に努めてまいります。

○永山敏郎議員　原則として伐採は土地所有者の責任であるが、県としては、危険回避の場合に限り、最低限の伐採には対応していると理解いたしました。土地所有者への樹木の管理に関する啓発と併せ、適切な道路管理を期待いたします。

次に、県営住宅の活用について質問いたします。

立憲民主党は、若者の声を政策実現につなげる目的で若者政策実現会議を開催し、若者が直面する課題の把握と、その解決に向けた政策について議論しています。その中で、若者の住環境の課題について取り上げられました。

若年層の収入に占める家賃の割合が大きく上昇していること、親元を離れたくても離れられない若者、奨学金の返済と家賃の二重負担に苦しむ若手社会人、住居費が結婚や出産の希望を阻んでいる子育て世帯など、それぞれの立場に応じた課題があると分析されています。そうした若年層の居住の支援に、公営住宅の活用が考えられます。

公営住宅の入居要件には、一部例外を除き、同居親族がいることなどの規定がありますが、県内の公営住宅を外国人労働者の住まいとして柔軟に活用している事例もあります。

昨日の川添議員の代表質問にありましたけれども、現在の県営住宅の入居率は75.5％とのことです。空き部屋があれば積極的に活用すべきと考えます。

県営住宅に若年単身世帯等を受け入れるための取組について、県土整備部長にお伺いします。

○県土整備部長（中原　学君）　県営住宅の入居資格につきましては、同居親族等があることを要件の一つとしておりますが、都城市や延岡市など、過疎地域等に指定されている９市町の

県営住宅では、２ＤＫ以下など面積が小さい住戸に限り単身者の入居を可能としております。

さらに、今年度からは、定期募集で応募のなかった住戸において面積要件を撤廃し、入居を可能としたところです。

また、県営住宅の建て替えに当たりましては、単身世帯向けの住戸等を増やすなど、現在の居住ニーズに対応した住宅整備に取り組んでおります。

若年単身世帯等の入居者が増えることは、入居率の上昇に加え、自治会活動の活性化も期待されることから、今後とも、積極的な受入れに努めてまいります。

○永山敏郎議員　公営住宅の入居者の減少による自治会機能の低下につきましては、これまでもいろんな議員が一般質問で取り上げられております。実際には、入居を希望するエリアと空き住居のあるエリアのミスマッチ等の問題も考えられますが、引き続き積極的な受入れをお願いします。

次に、防災、防犯について伺います。

令和８年７月28日に発生した熊本地震から１か月半が経過しようとしております。今なお、被災地で避難生活を余儀なくされている被災者の皆様にお見舞いを申し上げるとともに、支援を行っている行政や民間団体、ボランティアの皆様に敬意を表します。

熊本では平成28年にも地震が発生し、多くの被害が起こりました。当時、私は都城市役所に勤める行政職員であり、発災後の避難所運営の支援に従事した経験があります。これまでに経験したことのない大きな地震被害に官民を問わず支援が殺到し、現場では混乱も発生していたなと記憶しております。

災害支援については、救助、避難、復興と段階があり、それぞれのフェーズで求められる支援が異なります。

ボランティアにつきましても、今回の令和８年熊本地震においては、発災直後に熊本県知事や熊本県社会福祉協議会からボランティアの受入れ態勢が整うまで待ってほしいと発信したこともあり、当初の大きな混乱を招くことがなかったのではと認識しております。

被災地では、行政職員が自らも被災者でありながら、避難所運営をはじめとした被災者支援に従事しており、負担軽減の観点からも、ほかの自治体職員による支援が求められます。令和８年の地震において、行政からの支援の需給に混乱やミスマッチ等はなかったのでしょうか。

今回の熊本地震における各県からの行政職員の応援体制はどのように決まり、本県はどのような支援を行っているのか、危機管理統括監にお伺いします。

○危機管理統括監（津田君彦君）　10年前の熊本地震の際には、十分な調整がなされないまま全国から多くの団体が支援に駆けつけたことで混乱を招いたことから、平成30年に、国が県や知事会等と連携し、災害の規模や状況に応じて、全国一元的に派遣調整を行う応急対策職員派遣制度を設けております。

今回も、この制度に基づき、被災団体のニーズに対し、本県が九州地方知事会の会長県として九州内を調整し、国が本県や全国知事会等と連携して、全国の応援団体とのマッチングや派遣人数等を決定しております。

また、本県としても、発災直後に熊本県庁にリエゾンを派遣するとともに、嘉島町では、町長への助言等の災害マネジメント支援を、宇城市では、県内の市町村と連携し、避難所運営や物資の管理・配送、住家被害認定調査の支援を

行っております。

○永山敏郎議員　復興には長い時間がかかります。引き続き、九州一丸となって支援を行ってまいりましょう。

次に、防犯について伺います。

先日、私のスマートフォンに070から始まる見知らぬ番号から電話がかかってきました。こういった職業柄、「はい永山です」と朗らかに応答したのですが、返ってきたのが「こちらは兵庫県警です」という声でした。

そのまま無言で電話を切ったのですが、２週間後に再び見知らぬ番号から、今度は「永山さんの携帯ですか。こちら兵庫県警です」とかかってまいりました。

ニセ警察詐欺がなぜ兵庫県警ばかり名のるのか、そのような疑問もありますが、それはさておき、全国的にも特殊詐欺による被害が続いている状況です。

先日９月１日には、県内の企業・団体４者が「特殊詐欺対策アプリ全員ダウンロード宣言」を行ったとの報道もありました。特殊詐欺の撲滅に向け、様々な手段を活用し、対策を強化する必要があると考えます。

県内におけるニセ警察詐欺をはじめとする特殊詐欺の現状と広報啓発による対策について、警察本部長に伺います。

○警察本部長（伊藤温秀君）　県内における特殊詐欺の本年７月末時点の認知件数は99件、被害総額は約９億3,000万円で、前年同期比で認知件数は僅かに減少しているものの、被害総額は約１億4,000万円増加しており、深刻な状況です。

ニセ警察詐欺は、警察官等を名のり、ＳＮＳで警察手帳や逮捕状を示すなどして、捜査名目で現金等をだまし取る悪質な手口であり、依然として発生しています。

県警では、被害防止の広報啓発活動として、警察官が戸別訪問で注意喚起を行う「特殊詐欺撃退ローラー作戦」やＳＮＳ等を活用した犯行手口等のタイムリーな情報発信に加えて、犯人からの電話を受けない対策として、警察庁推奨の詐欺対策アプリの普及を推進しており、引き続き、被害防止対策に取り組んでまいります。

○永山敏郎議員　県警では今後、安心安全アプリの導入も予定されております。プッシュ通知機能でアプリ利用者に対し注意喚起等も行えるようですので、うまく活用し、被害防止に努めていただきたいと思います。

次に、職員採用等に関して質問いたします。

政府は、共働き・共育てを推進し、男性の育休取得促進に向けた取組を進めております。取組の成果として、公務員における男性の育児休業取得率は急激に上昇していますが、育休の取得期間についてはばらつきがあります。

育休取得の際のハードルの一つと考えられるのが、残された業務への対応です。一定程度長期間であれば、会計年度任用職員等、育休代替職員の配置等も検討できますが、短期間であれば、残る職員で業務をカバーし合うことになります。ただでさえ業務多忙な状況で同僚職員に負担をお願いするのが心苦しく、育児休業取得をちゅうちょするケースも多かったのではないでしょうか。

そんな中、県は来年度から、男性の育児休業取得促進に向けた、パパ育休アシスト職員制度の導入を行うとしております。

知事部局の男性職員の育休取得期間の状況と、パパ育休アシスト職員の採用により期待される効果について、総務部長にお伺いします。

○総務部長（田中克尚君）　知事部局における

男性職員の育児休業の取得率は年々増加しておりますが、取得期間については、昨年度の取得者の約８割が３か月以下となっております。

県では、短期間の育休取得により一時的な欠員が生じた場合、その多くは所属内での業務分担により対応しておりますが、来年度より、該当する所属を数か月単位で異動し、業務の支援を行うパパ育休アシスト職員を新たに採用し、負担軽減を図ることとしております。

これにより、業務の継続性の確保はもとより、代替職員が配置されることによる安心感から、男性職員がより長期の育休を取得しやすくなり、仕事と家庭の両立や、職場環境への満足度が向上するなど、さらなる効果も期待しているところであります。

○永山敏郎議員　育児休業は、生まれた子、それから産後のダメージの抜けないお母さんをサポートする目的もありますが、父親が積極的に育児に参加できる貴重な機会を得るものでもあります。男性の育児休業取得は当然の権利として、引き続き積極的な取得を推進してまいりましょう。

次に、職員採用について伺います。

昨今の民間企業の賃上げの状況や、若者の転職を繰り返しキャリアアップを目指すトレンドからか、長期安定型の公務員の志望者減少が顕著であり、県職員に限らず、多くの自治体で人員確保に苦慮しております。

元職員を対象として筆記試験を免除するカムバック試験の実施等、県や市町村が様々な工夫を凝らし、人材獲得競争の様相を呈してきました。本県の未来を支える優秀な職員の確保は喫緊の課題であり、あらゆる方策を検討しなければなりません。

今後、秋試験も始まるところでありますが、職員採用試験における受験者確保の取組について、人事委員会委員長にお伺いします。

○人事委員会委員長（桑山秀彦君）　近年、職員採用試験の受験者数は、技術系職種を中心に減少傾向にありまして、今後さらに、民間企業や国、他の自治体との競合などにより、受験者の確保が厳しくなるものと見込まれます。

そのため人事委員会では、一部の試験におきまして、受験年齢の上限の引上げや、特別な公務員試験対策が不要で、多くの民間企業で採用されております試験方式の導入、あるいは自宅等での受験も可能とするなど、受験機会の拡大や受験者の負担軽減を図っております。

また、職員採用ホームページに加え、ＳＮＳや民間の就職情報サイトなど、様々な広報媒体を活用しまして、試験情報や県職員の魅力等を発信しております。

今後とも、任命権者とも密に連携しながら、受験者確保に取り組んでまいります。

○永山敏郎議員　引き続き受験者確保の取組をよろしくお願いいたします。

全国を見てみますと、会計年度任用職員を対象とした採用試験を実施している自治体もあるようです。受験機会の公平性の確保の問題等もありますけれども、採用事例の一つとして私も研究してまいりたいと思います。

次に、認知症施策についてお伺いします。

本県の認知症施策の推進に当たっては、宮崎県認知症施策推進計画に基づき事業等が展開されています。現在の計画は令和６年度から令和８年度までの第２次計画となり、改定のタイミングとなります。

この間の認知症施策をめぐる国の動きに関しては、令和６年１月の「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」の施行、令和６年12

月の認知症施策推進基本計画の策定と、大きな動きがありました。

この基本計画において、「新しい認知症観」という考え方が示されました。認知症になったら何もできなくなるのではなく、認知症になってからも一人一人が個人としてできること、やりたいことがあり、住み慣れた地域で仲間等とつながりながら、希望を持って自分らしく暮らし続けることができるという考え方です。認知症の人が、その個性と能力を十分に発揮しながら、共に支え合って生きることができる社会を目指します。

「Nothing about us without us（私たちのことを私たち抜きで決めないで）」、これは障がい者の権利運動から世界的に広がったスローガンですが、障がい者福祉だけでなく、高齢者福祉や児童福祉等、あらゆる場面に当てはまる言葉です。

認知症施策に関しては、内閣に認知症施策推進本部を設置し、認知症の方本人や家族等、当事者も参加する認知症施策推進関係者会議で実施状況を継続的に検証する仕組みが整えられています。

それでは、宮崎県認知症施策推進計画の主な改定内容についてお伺いします。また、改定に向けて、認知症当事者の意見をどのように把握しているか、併せて福祉保健部長にお伺いします。

○福祉保健部長（小牧直裕君）　認知症施策推進計画は、来年３月の改定に向け検討を進めております。

次期計画では、認知症基本法の理念や「新しい認知症観」を踏まえ、日常生活の障壁を取り除く、いわゆる認知症バリアフリーの取組推進等について新たに盛り込むこととしています。

また、計画の改定に当たりましては、計画検討の会議に認知症の方やその御家族に御参加いただくとともに、認知症カフェや当事者の交流会の場においても、日頃から御意見を伺っているところであります。

今後とも、認知症の方々が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができる社会づくりに取り組んでまいります。

○永山敏郎議員　認知症カフェはオレンジカフェとも呼ばれますけれども、似たような取組でありますが、若年性認知症本人交流会等も県内各地で開催されております。引き続き意見を聞く機会として活用いただければと思います。

続いて、高次脳機能障がい者支援について質問いたします。

昨日の自民党会派の代表質問でも安田議員が高次脳機能障害者支援センターの取組状況について質問されていましたが、改めて伺います。

令和８年４月１日付で高次脳機能障害者支援法が施行されました。成立に至るまでの当事者、家族会、専門家の方々による国への働きかけ、また、超党派での議員による議員連盟での法案の検討等、皆さんの取組に敬意を表します。

今後の支援の在り方については十分議論しなければなりませんが、先ほどの認知症施策と同様に、当事者からの意見を踏まえた上で反映する必要があると考えます。

高次脳機能障害者支援法の施行に伴う本県の支援体制の強化について、福祉保健部長にお伺いします。

○福祉保健部長（小牧直裕君）　高次脳機能障がい者の支援については、県ではこれまで、相談支援や普及啓発などに加え、通所教室事業や支援者養成研修に取り組んでまいりました。

今年度は、高次脳機能障害者支援法の趣旨を踏まえ、当事者や御家族が住み慣れた地域で切れ目のない支援を受けられるよう、医療、福祉、就労、教育などの関係機関が相互に連携した強力な支援体制を構築するための検討を進めております。

今後とも、本県にふさわしい支援を行うための中核機関である高次脳機能障害者支援センターの設置など、当事者からの御意見をしっかりと伺いながら、関係機関と一体となって、本県における支援体制の強化を図ってまいります。

○永山敏郎議員　当事者の意見、また他県の状況等も把握しながら、支援体制が確立されることを望みます。

次に、コウライオヤニラミについて質問いたします。

コウライオヤニラミについては、さきの６月の一般質問で私自身が同様の質問をしたばかりでありますが、９月１日付で特定外来生物の指定を受け、フェーズが変わりましたので、このタイミングで再度質問いたします。

コウライオヤニラミについては、大淀川水系での生息拡大を受け、県から環境省へ早期指定についての要望を行い、県議会としても、早期指定を求める意見書について、全会一致で可決いたしました。大学やＮＰＯ法人等による調査も行われており、様々な取組が今回の早期指定につながったものと思います。

コウライオヤニラミの特定外来生物指定を受け、生息域拡大防止に向けた今後の取組について、環境森林部長に伺います。

○環境森林部長（長谷川　武君）　コウライオヤニラミにつきましては、これまで、県内の河川等における生きたままの持ち出しなどを禁止しておりましたが、今回の特定外来生物指定により、国内全域で、飼育や運搬、野外への放出などが原則禁止され、違反した場合には、より厳しい罰則が適用されることとなりました。

このため県では、新たに作成した啓発用チラシやホームページ、ＳＮＳ等を活用して、特定外来生物への指定やそれに伴う禁止事項について周知を行ったところであります。

今後も、関係機関と連携しながら、講習会の開催などにより、一層の周知を図り、生息域の拡大防止に取り組んでまいります。

○永山敏郎議員　今月26日には、「コウライオヤニラミＦｉｓｈｉｎｇ　Ｂａｔｔｌｅ2026」として、都城市の沖水川で駆除イベントも開催される予定です。駆除にも取り組みつつ、生息域拡大防止に努めてまいりましょう。

次に、県総合農業試験場について質問いたします。

県は、総合農業試験場の５つの拠点を２つに再編する計画です。施設の老朽化や人員の確保といった課題に対し、リソースを集約することで研究の継続を図ることが目的とは理解いたします。

一方で、都城市の畑作園芸支場や日南市の亜熱帯作物支場など、各拠点において地域の気候や特性に合わせた研究等も行われており、再編により研究に支障が生じないか心配されます。

県総合農業試験場のこれまでの研究成果と、再編による研究への影響の見通し、また、今後、地域の課題にどのように対応していくのか、農政水産部長にお伺いします。

○農政水産部長（児玉憲明君）　総合農業試験場はこれまで、高温に強い「ひなた舞」の開発やサツマイモ基腐病対策、マンゴーの栽培技術など、品目ごとの技術開発に取り組んできまし

た。

一方、近年は、気候変動等に伴う複合的な課題に、品目の枠を超えた対応が求められております。

このため、今回の再編により、研究成果や人材、設備等の資源を佐土原と川南の２拠点に結集し、栽培、育種、病害虫等の各部門の密接な連携により、育種期間の短縮や栽培体系の早期確立など、研究のさらなる高度化や迅速化を図ってまいります。

また、県北、県西、県南の地域を実践的研究のフィールドと位置づけ、気候や土壌など地域ごとの課題にも、関係機関と連携し、適切に対応してまいります。

○永山敏郎議員　総合農業試験場が開発した暑さに強い新品種「ひなた舞」、市場に流通するのは来年とのことですが、ヒノヒカリに続く新たなブランドとなることを期待いたします。

先日、我が家の玄関を開けた先に野生のイノシシがいたと、妻から連絡がありました。そんなに田舎じゃないです。町なかなんですけれども、自然界の餌不足や里山の過疎化など、様々な要因でイノシシ等の市街地出没が増えています。イノシシ等鳥獣被害は、けがや事故などの人的被害だけでなく、農作物の食害や、鹿による森林被害も深刻です。

本県の農作物の鳥獣被害の状況と対策について、農政水産部長にお伺いします。

○農政水産部長（児玉憲明君）　農作物の鳥獣被害額は、平成24年度の10億円からは減少したものの、近年３億円程度で推移しております。

高齢化等により被害防止対策を担う人材が減少する中で、被害を減少させていくには、対策の３本柱である、鳥獣を寄せつけない、捕獲、侵入防止の対策に、地域ぐるみで、効率的かつ継続的に取り組むことが重要であります。

このため県では、侵入経路を把握するためのセンサーカメラの活用や捕獲通知システムの導入、遠隔で電気柵を点検できるモニタリングシステム等を支援しております。

また、今年度は、重点支援交付金を活用して、捕獲１頭当たり1,000円の上乗せ補助を行っております。

引き続き、市町村等と連携し、鳥獣被害防止対策を進めてまいります。

○永山敏郎議員　捕獲の対策について、さらに質問いたします。本県における狩猟免許所持者の現状と新規免許取得に向けた取組について、環境森林部長にお伺いします。

○環境森林部長（長谷川　武君）　本県の狩猟免許所持者数は、令和７年度末現在で5,001人と減少傾向にあり、60歳以上が約７割を占めていることから、若年層の狩猟者の確保が大変重要な課題であります。

このため県では、免許取得希望者を対象とした講習会の開催や、免許取得経費の一部助成などの取組に加えて、若い世代に狩猟への関心を持ってもらえるよう、今年度から、将来の農林業を担う農業高校の生徒や林業大学校の研修生を対象とした狩猟体験学習会を開催しているところであります。

今後とも、猟友会や市町村と連携して、狩猟者の確保に取り組んでまいります。

○永山敏郎議員　狩猟者が増えることで鳥獣被害が減少するよう、引き続きの取組をお願いいたします。

次に、教育、スポーツ分野について質問いたします。

学校の部活動については、習い事等とは異なり、ある程度低廉な負担でスポーツや文化芸術

に触れることのできる大変貴重な機会であり、部活動を通しての人間関係等、生徒の成長にとってもプラスになるものと認識しております。ですが、部活動の加入率は減少傾向にあり、さらに、教員の働き方改革や生徒数の減少により、現在では地域展開が進められております。

県内中学校部活動の地域展開の現状と課題認識、また、部活動に関する県の支援の在り方について、教育長に伺います。

○教育長（吉村達也君）　部活動の地域展開は、生徒数が減少する中、スポーツや文化に親しむ機会の確保のため、国、県、市町村が一体となって進めております。

現在、国のモデル事業として、宮崎市、西都市及び木城町では、地域クラブ等が運営主体となり、従来の部活動に加え、ボウリングやダンスなどの新たなスポーツのほか、神楽など地域の特色を生かした活動を行っております。

一方、地域展開を進めるに当たり、多くの市町村では、受皿となる団体や指導者の不足等が課題となっております。

このため教育委員会では、指導者確保のための人材バンクの運用や、好事例を紹介するシンポジウムの開催等に加え、単独では地域展開が困難な市町村に対し、広域連携による取組を促すなど、地域の実情に寄り添った伴走支援を行っております。

○永山敏郎議員　部活動の在り方については、様々な検討や議論を行う過渡期にあると認識しておりますが、子供たちの経験の機会をなるべく確保できるよう、市町村と連携した取組を進めてまいりましょう。

さて、本県は「読書県みやざき」を推進しており、タブレットやスマートフォン等で電子書籍を読むことができる、ひなた電子図書館を導入して２年が経過します。

県内どこに居住していても、インターネットにさえつながっていれば本にアクセスすることができるこの取組は、県民の読書機会の創出にも大変効果があると認識しています。

ひなた電子図書館の利用状況と今後の利用拡大に向けた取組について、教育長に伺います。

○教育長（吉村達也君）　ひなた電子図書館は、居住する地域や年齢、障がいの有無にかかわらず、読書に親しみ学べる環境を整備するため、令和６年９月に導入しました。

利用状況につきましては、令和７年度の閲覧数は約41万回で、私立を含めた全学校のうち、希望のあった約７割の学校に利用ＩＤを配付したことにより、児童生徒の利用が約39万回となっております。

学校のみならず、一般県民の利用拡大に向け、現在、大型商業施設での体験会及び登録サービスや県政番組でのＰＲなどを行っております。

また、電子図書館の利用ＩＤはオンラインで申請できることから、その周知を図るなど、さらなる利用促進に取り組んでまいります。

○永山敏郎議員　ぜひ全ての学校で利用登録となるよう、利用促進の働きかけをお願いいたします。

来月10月24日、25日の日程で、日本ＰＴＡ九州ブロック研究大会宮崎大会が本県で開催されます。毎年、九州各県持ち回りで開催されている大会で、県内５会場に分かれての分科会での討議や、競泳オリンピックメダリストの松田丈志さんの記念講演等が予定されています。

ＰＴＡについては、全国的には加入率の減少や解散等の事例も見られ、今後の活動の在り方

について悩んでいるＰＴＡも多いと思いますが、今大会を通じ、何かしら解決のヒントにつながればと思います。

本県におけるＰＴＡの現状とこれまでの取組、またＰＴＡに期待する役割について、教育長にお伺いします。

○教育長（吉村達也君）　議員御指摘のとおり、全国的には、県あるいは学校単位でＰＴＡが解散している事例がありますが、本県においては、そのような例はなく、県ＰＴＡ連合会のデータによりますと、令和８年５月時点での加入率は99.4％となっております。

また、ＰＴＡは、子供の健全な成長のため、運動会等の学校行事への協力や家庭教育学級の運営に加え、おたすけハウスの設置等の子供たちの見守り活動にも取り組んでおります。

少子化や共働き世帯の増加、価値観の多様化等により、加入世帯数の減少や活動を行う会員の固定化が進む中、ＰＴＡには、それぞれの地域や学校の実情に応じた活動を通して、今後も、子供や学校、家庭を身近に支える組織としての役割を果たしていただくことを期待しております。

○永山敏郎議員　何か学校等で問題があったときに、子供や保護者に寄り添って、学校と意見を交わすこともＰＴＡの重要な役割の一つと考えます。保護者や先生に無理のない範囲で、ＰＴＡ活動が県内の学校で継続されることを期待いたします。

次に、国スポ・障スポについて伺います。

日本のひなた宮崎 国スポ・障スポの開催まで、残り１年が近づいてまいりました。現在、県内各地で国スポのリハーサル大会が開催されています。私も都城市のソフトテニスと陸上競技を見学しましたが、競技の運営や受付、弁当の配布等も含め、本番に向けて大変意義のある大会だったと認識しております。

運営する中で様々な課題も見えてきたと思いますが、日本のひなた宮崎 国スポリハーサル大会の実施状況と、その結果を本大会に向けてどのように生かしていくのか、宮崎国スポ・障スポ局長にお伺いします。

○宮崎国スポ・障スポ局長（中尾慶一郎君）　リハーサル大会は、会場地市町と関係競技団体の競技会運営能力の向上を図り、本大会の円滑な開催に資することを主な目的とし、来年７月まで47大会が予定され、これまで18大会が実施されております。

試合中の審判や救護のほか、選手団や観客の交通輸送、受付案内や会場警備など、本大会でも必要な業務を経験することにより、競技会運営のノウハウを習得するとともに、課題の把握を行っているところです。また、一部の市町では、よりよい本大会実施を目指し、来場者アンケートの取組が行われております。

リハ大会の運営結果については、会場地市町と関係競技団体、県実行委員会の３者で共有、検証を行うこととしており、必要な改善策も講じながら、本大会の円滑な開催に向けて準備を進めてまいります。

○永山敏郎議員　障スポのほうのリハーサル大会は、来年５月から実施されるようです。併せて課題把握に努めていただければと思います。よろしくお願いいたします。

最後の質問項目となります。選挙制度についてお伺いします。

３月１日に執行された新富町議会議員補欠選挙では、九州で初となる電子投票を実施し、トラブルもなく終了。疑問票もなく、開票時間の大幅短縮につながったとして、町は次の県知事

選挙等での電子投票実施を要望していました。

しかし、県選管は、電子投票導入を見送る方針として最終的に決定したようであります。

知事選挙におきましては、例えば県内の各地域から投票用紙を全て集約して一斉に開票するわけではありません。各自治体で開票作業を行い、開票結果のデータだけが集約されます。紙の投票であろうが電子投票であろうが、各自治体で開票と集計が完結すれば、ほかの自治体や県全体への影響は考えられません。

次の県知事選挙及び県議会議員選挙への電子投票の導入を見送った経緯と今後の導入見通しについて、選挙管理委員会委員長にお伺いします。

○選挙管理委員会委員長（成合　修君）　本年３月末に新富町からの要望を受け、同町やシステム業者への聞き取りを行うとともに、他県での取組状況を調査してまいりました。

電子投票につきましては、選挙人の利便性向上や開票時間の短縮などの効果が確認されておりますが、一方で、投票方式の混在や不測の事態への対応など、慎重に整理すべき課題も見受けられたことから、次の県知事選挙及び県議会議員選挙への導入は、現時点では見送ることといたしました。

県選挙管理委員会といたしましては、導入効果や課題について引き続き検証を行うとともに、実施を希望する市町村が厳格な管理執行体制の下で主体的に取り組むことができるよう、制度面、運用面の必要な情報提供を行いながら、導入に向けて検討を進めてまいります。

○永山敏郎議員　「まんじゅうや」「だんごさん」、これは昨年11月に行われました茨城県神栖市長選挙において争点となっている投票であります。この市長選挙の結果は同数で、くじ引により当選が決まったのですけれども、その後の県の選挙管理委員会の審査で、先ほど申しました「まんじゅうや」「だんごさん」、こういった票が無効であると判断され、裁判等も行われたわけですけれども、東京高裁もこれを支持しております。

これらの票が有効か無効かで選挙結果がひっくり返る事態となっております。こういった疑問票の取扱いも、電子投票であれば回避できる問題となります。引き続き、電子投票の導入に向けて検討をお願いいたします。

さて、本県では、今年12月に県知事選挙、来年４月には統一自治体選挙が実施されます。前回の県知事選挙の投票率は56.69％、宮崎県の未来を決める重要な選挙です。多くの県民の皆さんに積極的に参加してほしいと思います。

知事選をはじめとした今後の投票率向上に向けた県の取組について、選挙管理委員会委員長にお伺いします。

○選挙管理委員会委員長（成合　修君）　県選挙管理委員会では、特に若い世代の選挙に対する関心を高めるため、ポスター・書道コンクールや選挙に関する弁論大会、動画コンテストなどに取り組んでおります。

また、個々の選挙におきましては、テレビＣＭやＳＮＳを通じて広く県民に投票を促すとともに、学生等の投票参加につながるよう、県教育委員会と連携して、高等学校等での模擬投票の実施を呼びかけてまいります。

さらに、投票の利便性向上を図るため、大学や商業施設への期日前投票所の設置や移動式投票所の導入、また、投票所までの移動支援などに取り組む市町村に対し、経費の交付を行ってまいります。

引き続き、県教育委員会や市町村などと緊密

に連携し、投票率の向上に取り組んでまいります。

○永山敏郎議員　ありがとうございます。ぜひまた取組を進めていただきたいと思います。

最近、「ありふれた世界の果てに」という曲をよく聴いております。沖縄のことを思って作られた曲です。９月４日、沖縄県知事選挙期間中の、このタイミングでの配信リリースに感じるものがあります。機会があったらぜひ聴いてみていただきたいと思います。

９月13日投開票の沖縄県知事選挙では、沖縄地元新聞紙が10代から20代の沖縄県内の若者向けに行ったアンケートにおいて、８割超が投票に行く予定という結果が出たそうです。高い関心がうかがえます。本県においても、引き続き投票率向上に努めてまいりましょう。

以上で代表質問を終わります。ありがとうございました。（拍手）

○外山　衛議長　以上で代表質問は終わりました。

明日の本会議は、午前10時から、一般質問であります。

本日はこれで散会いたします。

午後２時５分散会